

「令和6年度共通化の対象候補」の検討状況に係る中間報告 (地方公共団体の入札参加資格審査申請の共通化・デジタル化)

令和6年12月25日
総務省自治行政局行政課

1. 令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について

共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について

(令和6年10月29日 国・地方デジタル共通基盤推進連絡会議)(抄)

I デジタル化に伴う事業活動等の変容に即した行政手法の改革

1 入札参加資格審査システム

(1) 制度所管府省庁

総務省

(2) 選定の理由

現在、事業者が地方自治体の入札参加資格を得るためには、地方自治体に入札参加資格審査の申請を行うために来庁し、申請を紙により提出する必要がある地方自治体が多い。

一部の地方自治体では、電子申請システムを導入しているが、区域をまたがって活動する事業者にとってはそれぞれの電子申請システムに対応しなければならず、煩雑となっている。

入札参加資格審査の業務のためにシステムを導入し、電子申請を行えるようにすることは、事業者にとって来庁等の手間の削減に資するとともに、地方自治体にとっても審査業務の効率化に資するものである。

入札参加資格審査の業務は、審査基準については各地方自治体が地域の実情に応じて工夫をする場合があるが、業務自体は共通的なものであり、また、入札参加資格の申請のための項目については、総務省において標準仕様を示すなど、一定の進捗がある。このような状況を踏まえ、それぞれの地方自治体がシステムを構築するよりも共通化した方がトータルコストを最小化できると考えられるため、入札参加資格審査システムを共通化の対象候補とする。

(3) 依頼事項

総務省は、令和7年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

その際、既にシステムを導入している地方自治体にとっての共通化後の調整コスト等や入札参加資格の審査以降の後続の手續のデジタル化を念頭にいれながら、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。

検討状況については、令和6年12月に国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会(以下「国・地方連絡協議会」という。)に対し、中間報告されたい。

令和6年度共通化の対象候補案(入札参加資格審査申請システム)に対する地方自治体からの意見について

(意見の概要と件数)

意見の概要		意見数
1	共通システムと既存システムとの情報連携を容易にすること。その他機能に関する意見。	22
2	申請項目・必要書類、申請方法(申請時期・有効期間等)、審査基準等の共通化に関する意見。	15
3	既存システムの改修を要する。当該改修に要する経費に対する財政的支援を求める。	14
4	共通審査の実施など、事務の在り方の見直しを検討すべき。	8
5	事業者への周知や支援が必要である。	3
6	共通システムの導入に係る移行期間を中長期的に確保すべき。	3
7	共通システムの導入スケジュールを共通化推進方針案で明らかにするなど適切な時期に示されたい。	3
8	電子化やオンライン化に対応できない地域の中小事業者にも配慮してほしい。	2
9	その他 〔会計事務についても共通化してほしい。一部事務組合も共通システムの利用対象に加えるべき。共通システムの導入後も国が運用等に当たり、地方公共団体ごとの判断に任せる取扱いをしない方針を策定してほしい。本システムは共通化の対象とすべき。等〕	7
合計		77※

※ 1の地方公共団体が複数の意見を提出している場合、当該意見ごとに集計しているため、「第1回 国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム」(2024年10月24日)資料1-1に掲載されている意見の数(地方公共団体ごとの意見数・63)と一致しない。

意見の具体的内容と対応状況①

1. 共通システムと既存システムとの**情報連携**を容易にすること。その他機能に関する意見。

- ・ 共通システムは、入札参加資格審査申請以降の後続手続(契約管理、入札情報公開、入札等)に係る地方公共団体の既存システムとの情報連携が容易なものとなるようにしてほしい。
- ・ 法人登記情報等を管理する他の情報システムと情報連携してほしい。
- ・ 共通システムの機能や共通化の範囲については、地方公共団体にとって使い勝手の良いものとなるようにしてほしい。

3. **既存システムの改修**を要する。当該改修に要する経費に対する**財政的支援**を求める。

- ・ 共通システムを利用するに当たって、複数にわたる既存システムの大規模な改修が必要。当該改修経費について財政的支援をすること。
- ・ 共通システムの整備・運用に係るトータルコスト(構築費用、保守管理、サーバーリース料等)を踏まえ、費用対効果を十分に検討する必要がある。年間使用料は、今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示してほしい。

4. **共通審査の実施**など、事務の在り方の見直しを検討すべき。

- ・ システムの共通化に伴う申請件数の増加に対応するため、審査体制の強化が必要となる。審査事務の効率化を図るため、共通審査の実施など、事務の在り方の見直しについても検討してほしい。共通審査の主体について今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示してほしい。
- ・ 既にデジタル化に係る取組を進めており、国への申請をもって登録完了するような仕組みがない限り、当団体においてはメリットがない。

- 令和6年3月に、総務省及び地方公共団体を構成員とする「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会」を立ち上げ。
- 検討会において、調達関連システムの構成や機能、整備の有無等が地方公共団体ごとに大きく異なること(既存システムの改修の規模等が地方公共団体ごとに異なる)、各省庁の情報システムの整備状況や情報連携の実現可能性、地方公共団体・事業者の利便性、共同受付・審査の必要性等を考慮しながら、広域又は全国的な共通の入札参加資格審査システムの整備の方向性について検討中。

※ なお、広域又は全国的な共通システムを整備・運用することに伴い地方公共団体が要する経費については、当該共通システムの整備の方向性が定まった後、整備の内容が一定程度具体化した上で算出できるもの。

2. 申請項目・必要書類、申請方法(申請時期・有効期間等)、審査基準等の共通化に関する意見。

- ・ 共通システムは、地方公共団体独自の申請項目・必要書類、申請時期、有効期間等について、地方公共団体ごとに柔軟に対応できるようなものとしてほしい。
⇒ 国の全省庁統一資格は申請項目が多い。真に必要な項目に絞るべきである。
- ・ 格付や評点の算出方法を統一する方法について示してほしい。
- ・ 物品・役務等の資格のみならず、建設工事・測量コンサルタントの資格も合わせて共通化すべきである。
⇒ 建設工事と物品・役務等は、それぞれの目的や申請項目が異なり、重複申請する事業者も少ないから、共通化するメリットは少ない。

- 
- 令和6年3月に、総務省及び地方公共団体を構成員とする「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会」を立ち上げ、物品・役務等に係る共通の申請項目・必要書類及び申請方法について検討中。

- ※ 格付等に関する審査基準については、地方公共団体ごとに契約規模その他の地域の実情が異なることから、共通化しない方向で検討。
- ※ 建設工事・測量コンサルタントの申請項目等の共通化については、物品・役務等の共通化の検討後に検討することが考えられる。

意見の具体的内容と対応状況③

5. 事業者への周知や支援が必要である。

- ・ 事業者の申請プロセスが変わるため、事業者への周知やサポートが必要である。

8. 電子化やオンライン化に対応できない地域の中小事業者にも配慮してほしい。

- ・ 電子化やオンライン化に対応できない地域の中小事業者等にも配慮してほしい。紙申請を可能とするよう柔軟なシステム整備を希望する。



- 規制改革実施計画※も踏まえ、広域又は全国的な共通システムを導入するに当たっては、事業者に対して、十分な期間を設けた上で適切に周知することとする。

※ 規制改革実施計画(令和6年6月21日閣議決定)(抄)

総務省は、入札参加資格に係る手続の見直し及び広域又は全国的な共通システムの整備に係る必要な措置を講ずるに当たり、入札参加資格を取得できない等の不利益が中小企業・小規模事業者に生じないようにするとともに、地方公共団体における入札参加資格審査の事務の円滑な処理に支障が生じないように、当該措置に関して必要な事項について十分な期間を設けた上で、適切に周知する。

- 電子申請と紙申請を併用することについては、地方公共団体において、電子と紙の2種類の審査事務が併行することとなり、事務負担が大きくなる可能性(電子申請のみの取扱いとしている団体もある。)があることも踏まえ、地方公共団体の意見を聞きながら検討する必要。

6. 共通システムの導入に係る移行期間を中長期的に確保すべき。

- ・ 共通システムの導入に係る移行期間については、短期間とせず、中長期かつ地方公共団体が任意の判断で移行時期を決定できるようにしてほしい

7. 共通システムの導入スケジュールを共通化推進方針案で明らかにするなど適切な時期に示されたい。

- ・ 共通システムを導入するスケジュール、地方公共団体への導入支援について今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示してほしい。



- 広域又は全国的な共通システムを導入するに当たっては、地方公共団体において、独自の既存システム(一般に5年以上程度の周期でシステム更新を行っている)を改修する必要があること等を踏まえ、**相当程度の移行期間を設けることが適当。**
- 広域又は全国的な共通システムの導入に係る具体のスケジュールについては、**当該共通システムの整備の方向性が定まった後、整備の内容が一定程度具体化した上で設定できるもの※。実務検討会において整備の方向性に係る結論を得た上で、検討する必要がある。**

※ 広域・全国的いずれの方法で整備するか、共通化する範囲をどの程度とするか、どのような機能を実装するか等によって、地方公共団体におけるシステム整備の有無や既存システムの改修範囲が明らかにならないことから、現時点で予断をもって定めることはできない。

2. 総務省研究会報告書及び実務検討会について

1. 調達関連手続についての現状認識と取組の必要性

- 調達関連手続の詳細は、地方公共団体の財務規則等で規定。この結果、地方公共団体は、地域の実情を踏まえて契約を締結することが可能となっている一方で、様式・項目等が地方公共団体ごとに異なっている。また、オンライン化も十分には進んでいない。
- 総務省においては、令和3年に入札参加資格審査申請の標準項目等を取りまとめ、地方公共団体にその活用及び申請の電子化・オンライン化を助言。
- 社会全体のDXが求められる中、地方公共団体・事業者の事務処理の効率化や利便性の向上を図る観点から、調達関連手続のデジタル完結・ワンスオンリー化を実現することが重要。様式・項目等の共通化についても、さらに踏み込んだ取組を行う必要。

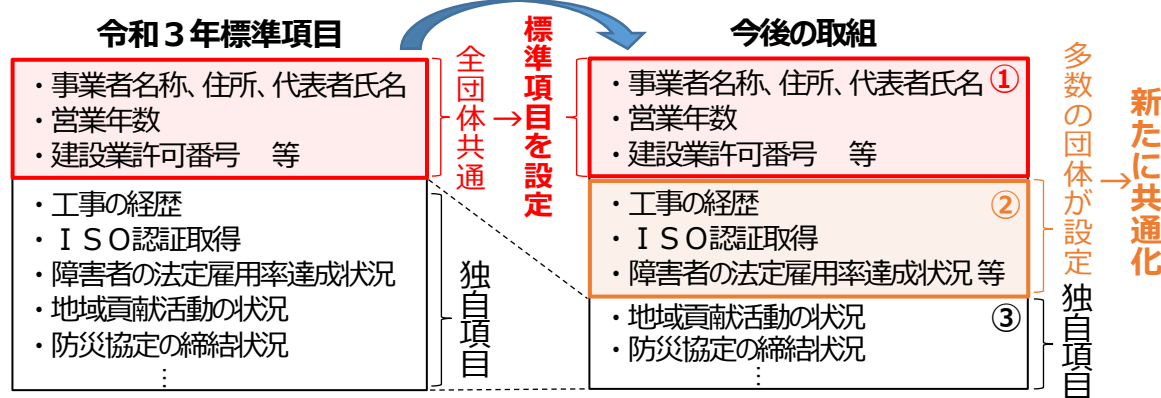
2. 共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性

以下の取組の方向性について、地方公共団体の意見を聞きながら、具体化に向けた検討を進めることが考えられる。

様式・項目等

入札参加資格審査手続

- ワンスオンリー化の実現に向け、**様式・項目等の共通化について踏み込んだ取組**が必要。
➡ ①に加えて②を任意に選択して設け、必要に応じて③を設定可能とする



システム

- オンライン化を促すとともに、共通システムの整備については、**都道府県単位で共同システムを整備する方法**（14の府県で実績）や、**国の政府調達関連システムの機能を地方公共団体が活用する方法、全地方公共団体共通のシステムを整備する方法**が考えられるが、実現可能性を含めて、地方公共団体の意見を聞きながら具体の検討が必要。
※ 様式・項目等の共通化が前提。

入札参加資格審査以降の手続

- 入札参加資格審査申請と異なり、入札や完了届の提出等は、地方公共団体と事業者が個別に対応するものであって、同じ情報を複数団体に提出するようなものではない。
- 一方で、積極的に差異を設ける必要性も大きくはない。
- ➡ **広域で又は全国的に共通システムを整備することを前提として共通化することも考えられる**

3. 今後の取組の進め方

- 総務省・地方公共団体で**ワーキングチームを立上げ**。各省庁の取組とも連携して、**共通化する具体的な様式・項目・申請方法等やデジタル化の方法を検討**。

- メリットや必要性（システム整備・運用コストの抑制、入札不調・不落の減少等）が地方公共団体に十分認識されるよう周知することが重要。その際、経済団体やベンダー事業者の協力を得ることが重要。

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会（概要）

検討会の趣旨・目的等

- 社会全体のデジタルトランスフォーメーションが求められる中で、地方公共団体の調達関連手続についても、地方公共団体ごとに異なる項目等を共通化することや、デジタル完結・ワンスオンリー化を実現していくことが要請されている。
- 地方公共団体及び事業者の事務処理の効率化や利便性の向上を図る観点から、
 - ・ 入札参加資格審査の申請項目等や申請方法等の共通化
 - ・ 広域又は全国的な地方公共団体共通の調達関連システムの整備等のデジタル化の方法 等

調達関連手続の共通化・デジタル化に係る取組について検討するため、検討会を開催する。※ まずは、「物品・役務等」の入札参加資格審査から検討。

（参考）規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）においては、地方公共団体・経済団体の意見や総務省研究会報告書を踏まえ、地方公共団体の「物品・役務」の入札参加資格審査申請に関する以下の事項について検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずることとされている。

- a 申請項目、必要書類及び申請方法（資格の有効期間、申請時期、受付期間等）に関する共通化
- b 事業者が複数の地方公共団体に対して入札参加資格審査申請をすることができる仕組み
- c 入札参加資格審査申請の広域又は全国的な共通システム

検討会の構成

メンバー

愛知県、滋賀県、千葉市、盛岡市、町田市、福岡県粕屋町、関西広域連合、山梨県市町村総合事務組合、総務省

オブザーバー

全国知事会、全国市長会、全国町村会、内閣府（規制改革推進室）、デジタル庁

※ 調達関連手続の共通化・デジタル化に係る取組について具体的な検討を行うため、部会を開催する。

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会



項目・申請方法等 検討部会

調達関連手続の項目等や申請方法等の共通化に関し具体的に検討



システム検討部会

調達関連手続のデジタル化に関し具体的に検討

実務検討会における検討状況

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会

令和6年 3月28日 ● 実務検討会の立ち上げ、経済団体ヒアリング

5月8日 ● 共通化・デジタル化に係る検討の考え方

項目・申請方法等 検討部会 調達関連手続の項目等や申請方法等の共通化に関し具体的に検討

令和6年 5月8日 ● (第1回) 共通の申請項目・必要書類のたたき台①

5月31日 ● (第2回) 共通の申請項目・必要書類のたたき台②

6月24日 ● (照会①) 共通の申請項目・必要書類のたたき台に関する意見照会①

7月5日 ● (第3回) 共通の申請方法のたたき台①

7月31日 ● (第4回) 共通の申請方法のたたき台②

8月9日 ● (照会②) 共通の申請方法のたたき台に関する意見照会①

9月2日 ● (第5回) 共通・選択申請項目等の整理の方向性、共通の申請項目・必要書類のたたき台に関する意見照会の結果

9月11日 ● (照会③) 共通の申請項目・必要書類のたたき台に関する意見照会②

10月7日 ● (第6回) 共通の申請方法の案

11月6日 ● (第7回) 変更申請等の共通化について／(照会④)共通の申請項目・必要書類のたたき台に関する意見照会③

12月18日 ● (第8回) 共通の申請項目・必要書類の案

12月25日 ● (照会⑤) 共通の申請項目・必要書類の案に関する意見照会(予定)

システム検討部会 調達関連手続のデジタル化に関し具体的に検討

令和6年 7月5日 ● (第1回) 広域又は全国的な共同受付・審査の体制及び共通システムの特徴等

9月2日 ● (第2回) 共通システムによる事務フロー、共同受付・審査の方法

12月2日 ● (第3回) 広域又は全国的な共通の入札参加資格審査申請システムの方向性の案

3. 申請項目・必要書類の共通化の検討状況について

申請項目・必要書類の共通化の検討状況①（物品・役務等）

- 「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会報告書」（令和5年12月）において、以下の i 及び ii の申請項目等を定めて、地方公共団体が、i に加えて ii の申請項目等を任意に選択して設け、さらに、必要に応じて iii の申請項目等を設けることができるようにすることが考えられるとされた。

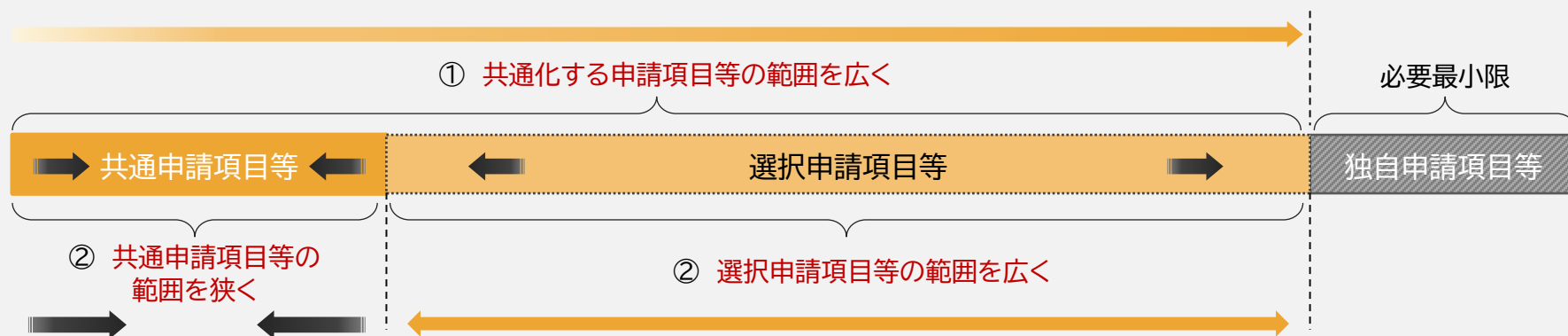
※ 同報告書において、「広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備して処理できるようにする（略）、そのためにも、現在、地方公共団体ごとに異なっている調達関連手続の様式・項目や手続等について、必要な範囲での共通化を図る必要がある」とされている。

- (i) **共通 申請項目等**（全地方公共団体共通の申請項目等）
- (ii) **選択 申請項目等**（申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の申請項目等）
- (iii) **独自 申請項目等**（地方公共団体独自の申請項目等）

※ 「共通」・「選択」・「独自」の関係

- ・ 複数の地方公共団体に対して申請する事業者（「共通」・「選択」の範囲が広いほど、申請に係る事務負担が軽減）
- ・ 単一の地方公共団体のみに申請を行う地域の中小事業者（「共通」の範囲が広いほど、従前に申請不要であった項目等の入力が必要）
- ・ 個々の地方公共団体（「共通」の範囲が広いほど、従前に審査していなかった項目等の審査が必要）の視点から、

- ① 共通化する申請項目等（「共通」+「選択」）の範囲をできる限り広くする（「独自」の申請項目等は必要最小限の範囲で設定）
- ② 共通化する申請項目等については、できる限り「共通」の申請項目等の範囲を狭くしつつ、「選択」の申請項目等の範囲を広くすることが適当と考えられる。



申請項目・必要書類の共通化の検討状況②（物品・役務等）

- 実務検討会において、共通申請項目等とする申請項目等の考え方を以下のとおり整理。

1. 共通 申請項目等

- 事業者特定情報（事業者名称、電話番号等の事業者を特定するための情報であって、「適正性審査・格付情報」以外のもの。）に該当するものについては、共通申請項目・必要書類とすることを基本とする。（「3. 共通・選択申請項目・必要書類としないもの」に該当するものを除く。）

※ 申請項目の例：本社住所、本社電話番号等、商号又は名称、代表者役職・氏名 / 必要書類の例：登記事項証明書

※ ただし、地方公共団体の採用状況が相当程度低い（半数未満）事業者特定情報については、全ての地方公共団体において入力・提出を求めることとすることは適当でないことから、選択申請項目等とすることを個別に検討。

2. 選択 申請項目等

- 適正性審査・格付情報（契約の適正な履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を判定するための情報。）に該当するものについては、選択申請項目・必要書類とする。（「3. 共通・選択申請項目・必要書類としないもの」に該当するものを除く。）

※ 申請項目の例：営業年数、製造・販売実績高、自己資本額、流動比率、常勤職員等の人数 / 必要書類の例：納税証明書、財務諸表

3. 共通・選択 申請項目等としないもの = 独自 申請項目等

- (1) 地方公共団体独自の制度等に関する申請項目等、全国的な共通化になじまないもの

（例）地方公共団体独自の表彰、認定、特定の地方公共団体の区域における営業所の設置状況・従業員数

- (2) 事業者に入力・提出を求めなくとも地方公共団体において確認できるもの

（例）本社住所のフリガナ、一般事業主行動計画策定届・基準適合認定通知書、官公需適格組合の証明年月日・証明番号

- (3) 入札参加資格審査（格付や適正性の審査）に資さないと考えられるもの

（例）従業員名簿（格付等に影響を与えない。また、氏名の真正性も確認できない）、課税事業者・免税事業者の別（格付等に影響を与えない）

- (4) 申請方法の電子化・オンライン化にそぐわない申請項目等

（例）入札参加資格審査申請書（紙）、結果通知書返信用封筒、使用印鑑届、印鑑証明書

- (5) (1)～(4)のほか、共通・選択申請項目・必要書類として設定し、入力・提出を求める必要性が低いと考えられるもの

申請項目・必要書類の共通化の検討状況③（物品・役務等）

- 以上の考え方に基づき、共通申請項目等の案を作成。

- ✓ 必要性が認められる選択申請項目等を多数設定しており、複数の地方公共団体に対して申請する事業者にとっては、複数の地方公共団体に対して一括して入力等を行うことができる項目等の範囲が広がることとなる。
- ✓ 選択申請項目等を多数設定しているが、各地方公共団体は、これらの中から、必要な項目等のみ入力等を求めることから、1の地方公共団体のみに申請する中小事業者において、必ずしも入力等を行う項目等の数が増えるものではない。
- ✓ 契約の履行の品質を確保する観点からは、経営の規模・状況等に係る項目等を選択申請項目等として一定程度設けることが適当。

※ 共通・選択申請項目等の数については、特定の技術者資格を有する場合など、一定の条件に該当する場合にのみ入力等を要する項目等や選択肢の数が含まれており、事業者における共通・選択申請項目等に係る実際の入力等の数は、これらの数よりも小さくなる。

（共通申請項目等(案)の概要）

内容	申請項目数			必要書類数			総計	例	意義	項目等数の例	
	共通	選択	合計	共通	選択	合計				印刷	警備
基本情報	70	2	72	3	3	6	78	・本社住所、商号 ・登記事項証明書	事業者を特定するための情報や、入札・契約手続に関し必要な情報を把握するもの。	73～ 78	73～ 78
経営の規模等 〔製造・販売の実績、 従業員の数、資本の額等〕	0	62	62	0	6	6	68	・常勤職員数、自己資本額 ・財務諸表	事業者の資力、信用、能力、技術等を判定し、格付等や指名先事業者の選定等に用いるもの。	0～ 68	0～ 68
認定の取得等	0	19	19	0	6	6	25	・ISO認定 ・ISO登録証	事業者の信用、能力等を判定し、格付等の加点要素とすることや指名先事業者の選定に用いるもの。	0～ 25	0～ 25
法令遵守状況等	0	39	39	0	18	18	57	・暴力団員等非該当の誓約 ・納税証明書	地方公共団体の契約の相手方として不適当な者でないかどうかを確認するもの。	0～ 57	0～ 57
許認可等や 技術者資格 の状況	0	170	170	0	2	2	172	・技術者資格(人数) ・営業等の許可・認可・登録等 の証明書等	契約の履行に必要な許認可や技術者を有しているかどうかを確認し、指名先事業者の選定等に用いるもの。	0	0～ 15
個別の営業品目 に係る事項	0	16	16	0	0	0	16	・印刷設備の状況等	個別の営業品目に関し、事業者の能力、技術等を判定し、格付等や指名先事業者の選定等に用いるもの。	0～ 16	0
合計	70	308	378	3	35	38	416	-	-	73～ 244	73～ 243

※ また、変更申請、合併・分割・事業譲渡等の場合における申請、取消申請等の申請項目等についても案を作成している。

申請項目(営業品目)の共通化の検討状況①(物品・役務等)

- 地方公共団体においては、事業者が申請を行うに当たって、入札への参加を希望する営業品目(例:衣服、靴、かばん)を選択するよう求めているところ、営業品目の名称・種類、分類、選択数、希望順位の有無・入力順位等は、地方公共団体ごとに大きく異なっている。

(検討会の構成員及び都道府県単位で共同受付を行っている地方公共団体における大分類及び小分類の数)

	共同受付	物品※買受けも含む		役務		合計	
		大分類	小分類	大分類	小分類	大分類	小分類
愛知県	○	39	257	16	131	55	388
滋賀県		33	330	24	189	57	519
千葉県	○	31	233	18	151	49	384
盛岡市	○	16	62	11	89	27	151
町田市	○	30	383	32	226	62	609
粕屋町		13	—	8	—	21	—
山梨県市町村 総合事務組合	○	31	122	15	92	46	214
群馬県	○	35	214	18	129	53	343
埼玉県	○	42	596	7	82	50	678
神奈川県	○	61	417	35	180	96	597
長野県	○	12	67	32	—	13	99
大分県	○	24	175	11	83	35	258
共同受付団体平均	—	32	253	20	129	49	372

営業品目数

： 最多
： 最少

- ※ 資格の区分(物品の製造、物品の買受け、役務の提供等)を大分類としている団体については、その下位の分類を大分類とみなして計上している。
- ※ 滋賀県については、上記のほか、中分類(203項目)を設定している。
- ※ 長野県の「役務」「大分類」については、同県が設定している「中分類」の数を計上している。(同県は「大分類」を1項目、「中分類」を32項目設定。)

申請項目(営業品目)の共通化の検討状況②(物品・役務等)

- 実務検討会において、同検討会構成員や都道府県単位で共同受付を行っている地方公共団体の大分類・小分類の営業品目数を参考に、共通の営業品目の案を検討中。

(共通化する**物品**の営業品目数の目安)

	大分類	備考
案①	41 品目	項目数の多い地方公共団体を参考に設定
案②	31 品目	項目数が中程度の地方公共団体の平均
案③	13 品目	項目数が少ない地方公共団体の平均程度

	小分類	備考
案①	350 品目	項目数の多い地方公共団体を参考に設定
案②	230 品目	項目数がやや多い地方公共団体の平均
案③	150 品目	項目数がやや少ない地方公共団体の平均
案④	65 品目	項目数が少ない地方公共団体の平均

(共通化する**役務**の営業品目数の目安)

	大分類	備考
案①	30 品目	項目数の多い地方公共団体を参考に設定
案②	16 品目	項目数が中程度の地方公共団体の平均程度
案③	10 品目	項目数が少ない地方公共団体の平均程度

	小分類	備考
案①	190 品目	項目数の多い地方公共団体を参考に設定
案②	130 品目	項目数が中程度の地方公共団体を参考に設定
案③	87 品目	項目数がやや少ない地方公共団体の平均

※ 大分類を採用することを共通としつつ、地方公共団体の判断により、小分類を採用できる(選択申請項目として事業者に応を求めることができる)こととする。

- 事業者が選択することのできる営業品目の数や希望順位についても共通化することを検討中。

(共通化案)

- ✓ 全ての地方公共団体において、事業者に入札参加を希望する営業品目を選択するよう求めることとする(共通申請項目)
- ✓ その際、事業者が選択することのできる営業品目の数について、制限を設けないこととする。
- ✓ 地方公共団体は、必要に応じて、事業者に営業品目の希望順位の入力を求めることができる(選択申請項目)こととし、その場合に事業者が入力する順位については、「10位まで」とする。

4. 申請方法の共通化の検討状況について

申請方法の共通化の検討状況（物品・役務等）

- 入札参加資格の有効期間、審査の申請時期・受付期間、受付方法等の申請方法は、地方公共団体ごとに異なっているところ、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備して処理できるようにするためには、申請方法の共通化を図る必要がある。
- 実務検討会において、地方公共団体における申請方法の設定状況を参考に、共通の申請方法の案を作成。

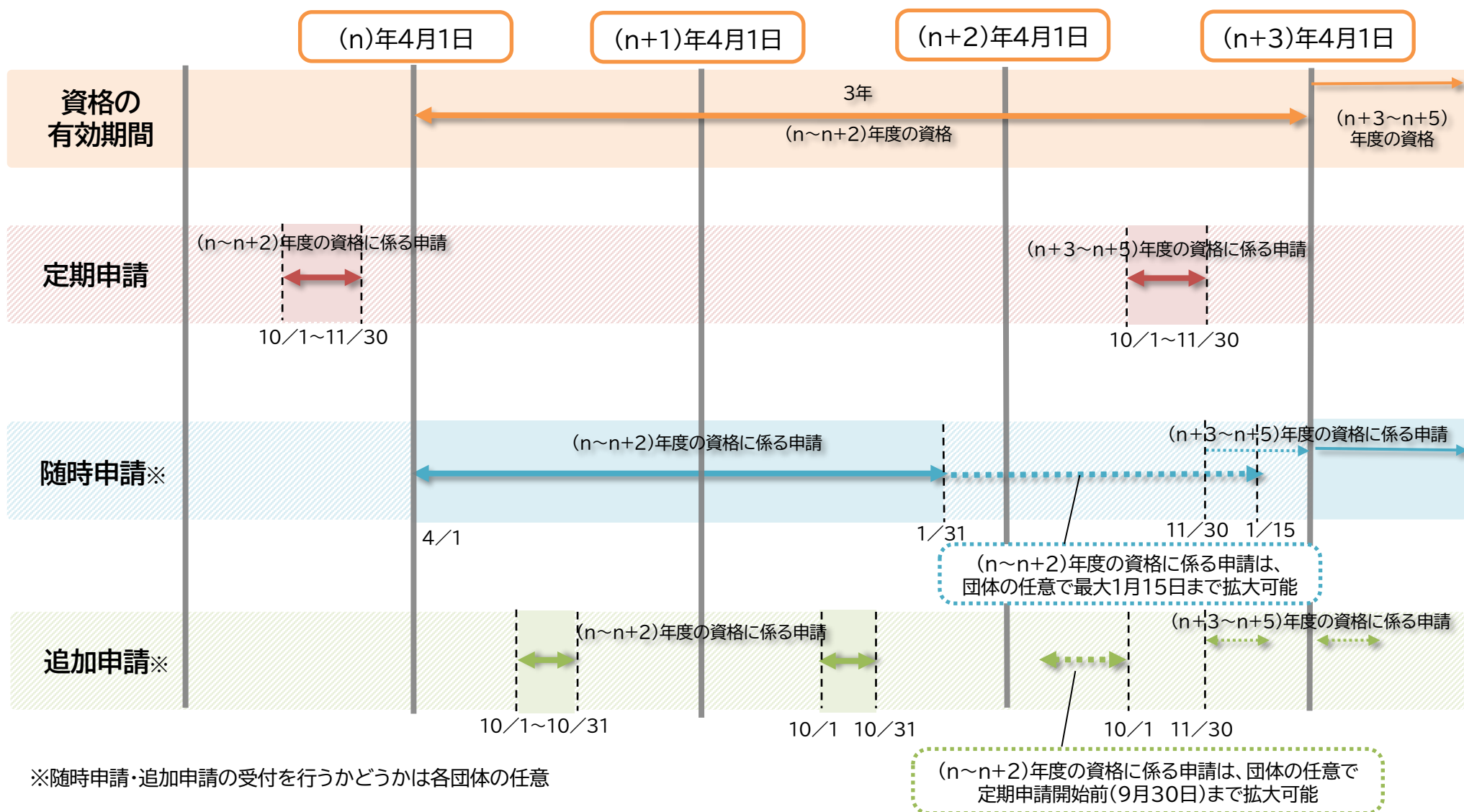
		共通の申請方法(案)
1	資格の有効期間	3年
2	定期申請	
	受付時期	10月1日～11月30日
	有効期間の開始時期	4月1日
3	随時申請 (任意)	
	受付時期	定期申請の資格の有効期間開始日(4月1日)～次回定期申請直前の1月31日 〔地方公共団体が任意に期間を拡大することができる。〕
	有効期間の開始時期	毎月15日締め、遅くとも翌々月1日から (地方公共団体の判断により、当該開始時期を早めることができる。)
4	追加申請 (任意)	
	受付時期	定期申請の翌年度以降の10月1日～10月31日
	有効期間の開始時期	遅くとも申請月の6か月後の1日から (地方公共団体の判断により、当該開始時期を早めることができる。)
5	申請に使用する言語	申請項目・財務諸表は日本語（その他の外国語で記載された必要書類は日本語訳を付記又は添付）
6	金額欄の記載方法	財務省告示の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載
7	審査結果の通知方法	資格者名簿等をHP(又はシステム)で公表
8	資格を有する者の名簿の公開	HP(又はシステム)で公表

※ 申請方法は、各地方公共団体の審査環境や審査体制を踏まえて設定されており、現状の審査体制を前提として共通化することは困難。
このため、広域又は全国的な共通の入札参加資格審査申請システムの整備や共同受付・審査体制の構築が前提。

※ 多数の市町村において、「建設工事」等と「物品・役務等」の申請を同一時期・同一部署で受け付けているところであり、共通の申請方法については、「物品・役務等」のみならず、「建設工事」等の申請方法についても検討した上で、双方の関係を整理しつつ設定する必要。

※ 現時点の「物品・役務等」の共通の申請方法(案)を定めつつ、今後の「建設工事」等の共通の申請方法の検討状況や、広域又は全国的な共通の入札参加資格審査申請システムの整備方法及び共同受付・審査方法の検討に合わせて、実現可能なものとなるよう必要な検討・更新を行う。

(参考) 各申請方式の受付期間のイメージ

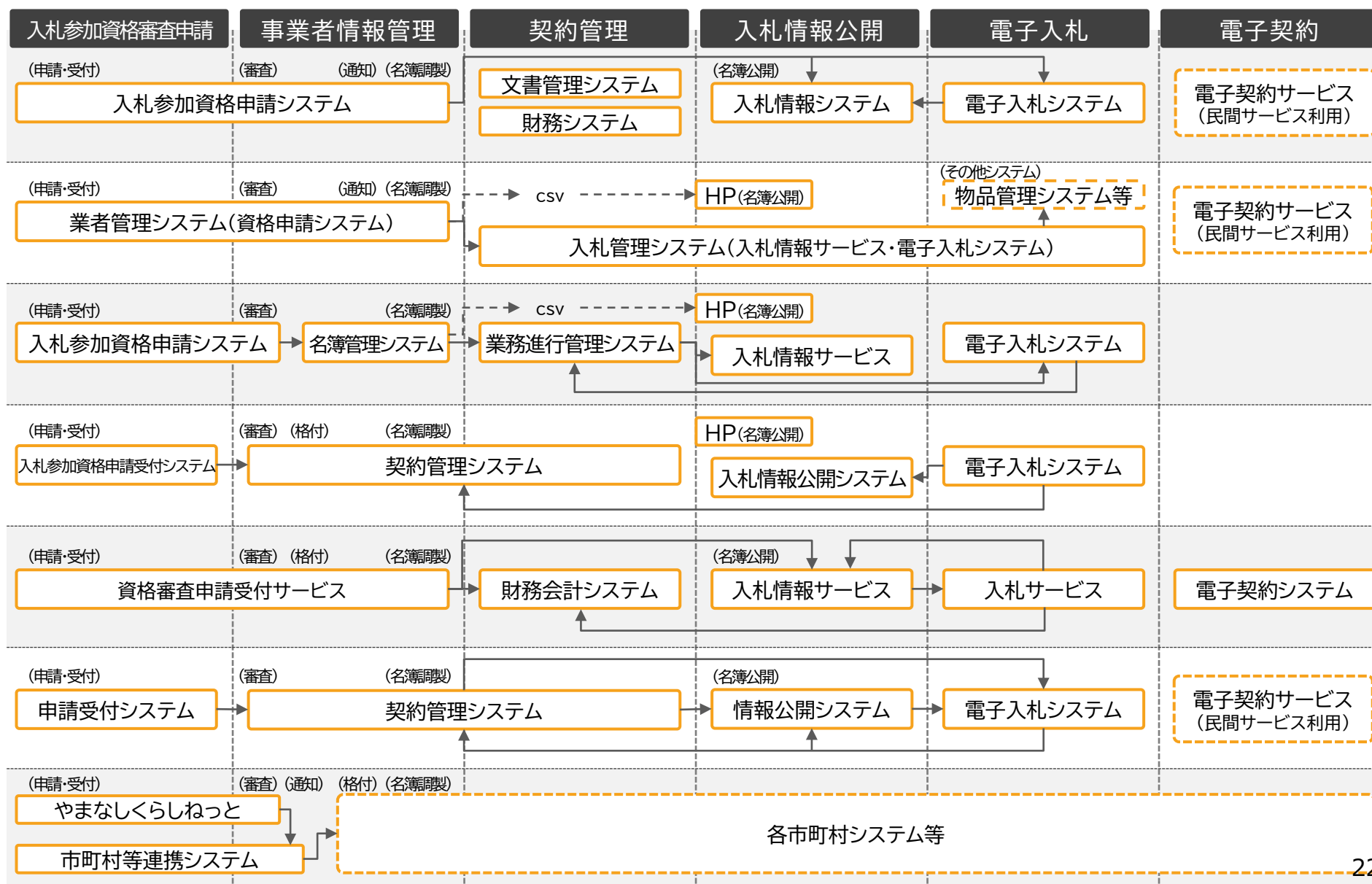


→ 実線...各団体の共通受付期間
 ... 点線...各団体が任意で受付期間を拡大した場合の例

5. 広域又は全国的な共通システムの整備に係る検討状況について

調達関連システムの構成状況（物品・役務等）

- 調達関連システムは、地方公共団体ごとにシステムの構成や機能が大きく異なっており、また、各システム間で情報連携されている。これらの共通化については、手続ごとに、その必要性や改修・調整コスト等も踏まえて、実現可能性を検討する必要。



広域又は全国的な共通の入札参加資格審査申請システムの検討①

- 地方公共団体の調達関連システムについては、主に、入札参加資格審査申請、事業者情報管理、契約管理、入札情報公開、電子入札、電子契約等の機能を有する3～5程度のシステムで構成。

入札参加資格審査申請・事業者情報管理

- 入札参加資格審査申請に関する機能のうち、申請・受付、審査、審査完了通知の機能については、共通化することによって、事業者の利便性向上や地方公共団体の共同処理による事務処理の効率化が図られるものと考えられる。また、これらの機能については、後続の契約管理、入札情報公開、電子入札等のシステムと直接連携されていない傾向にある。これらを踏まえ、当該機能について共通化することが考えられる。(また、共通システムが受け付けた事業者情報(審査後)を共通システム上で閲覧可能とすることが考えられる。)
- 加えて、事業者や地方公共団体の利便性をさらに向上させる観点からは、
 - ・ 各地方公共団体が、地方公共団体ごとの格付等の結果を共通システムにアップロードすることにより、事業者が地方公共団体ごとの格付等の結果を共通システム上で閲覧できるようにすること
 - ・ 審査後の事業者情報を基に、地方公共団体が指名停止事業者の設定等の事業者情報管理を共通システム上で行うことができるようにすること(事業者情報管理に係る機能の共通化)など、共通化する機能の範囲を広くすることが考えられるが、一方で、共通システムに設ける機能の範囲が広くなるにしたがって、共通システムと各地方公共団体システムを連携させる手続や情報の種類が多くなり、システム改修コストや団体間の調整コストが大きくなる可能性がある。
- 以上を踏まえて、入札参加資格審査申請に関する機能の共通化する範囲をどの程度とすべきと考えるか。

契約管理～電子契約

- 入札参加資格審査申請以外の契約管理、入札情報公開及び電子入札の機能を有するシステムについては、他の複数のシステムと情報連携されている傾向にあり、加えて独自のカスタマイズが行われてきたことから、これらのシステムを共通化する場合には、各地方公共団体におけるシステム改修コストや団体間の調整コストが大きくなる可能性がある。
- また、これらのシステムは、入札参加資格審査申請のように、事業者情報を複数の地方公共団体に対して同時に提出するような性格のものではないところ、これらのシステムの共通化(広域又は全国的に1つのシステムを構築することや標準仕様書に基づくシステムを導入すること)を図ることについては、その必要性も含めて慎重に検討する必要があるか。

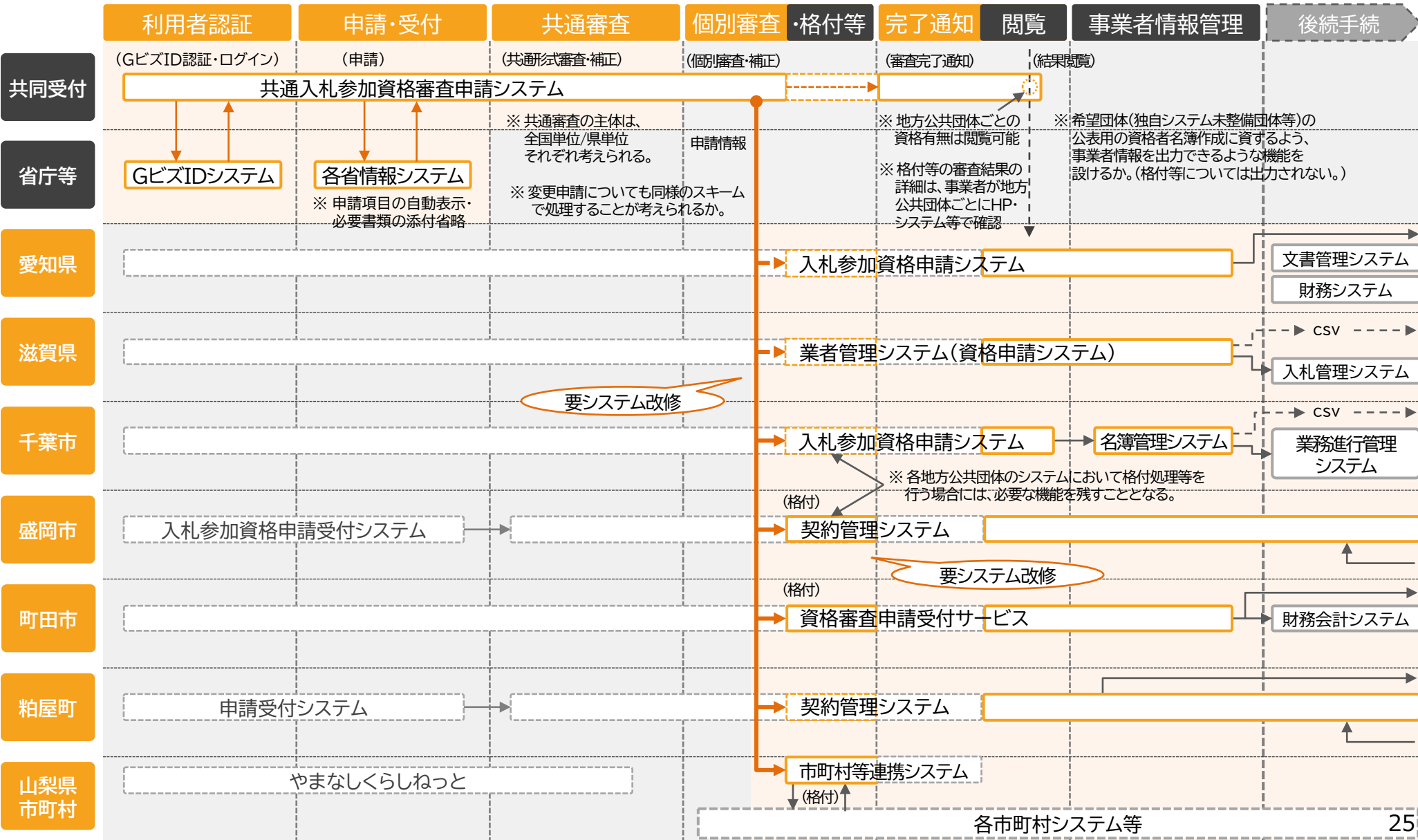
広域又は全国的な共通の入札参加資格審査申請システムの検討②

- 実務検討会において、共通の入札参加資格審査申請システムに設ける機能の範囲に応じて3つの案を作成。

	共通システムの概要	各地方公共団体システム等による処理	特徴
A案	・「申請・受付」に加えて、「共通審査(・補正)」、「個別審査(・補正)」、「審査完了通知」を行う機能を設けるとともに、「事業者情報(有資格者及び申請先地方公共団体のみ)の閲覧」を可能とする。	・個別審査(形式審査)後、必要に応じて、事業者情報を共通システムからダウンロードし、各地方公共団体のシステム等において格付等を行う。格付等の結果については、各地方公共団体のシステム等において掲載し閲覧可能とする。 ・指名停止事業者の設定等の事業者情報管理については、各地方公共団体のシステム等において行う。	・共通システムと各地方公共団体のシステムとで連携する情報は最大1種(申請情報) ➡ 各地方公共団体のシステム改修コストや調整コストは比較的小さくなるか。 ・一方、事業者においては、地方公共団体のシステム等で地方公共団体ごとに格付等の結果を確認する必要が生じる。
B案	・「申請・受付」に加えて、「共通審査(・補正)」、「個別審査(・補正)」、「審査完了通知」を行う機能を設けるとともに、「事業者情報(有資格者、申請先地方公共団体及び申請先地方公共団体ごとの格付・地域区分等※)の閲覧」を可能とする。 ※ 各地方公共団体のシステム等において格付等を行った後、その結果を共通システムにアップロード	・個別審査(形式審査)後、必要に応じて、事業者情報を各地方公共団体がダウンロードし、各地方公共団体のシステム等において格付等を行う。(格付等の結果を共通システムにアップロードする。) ・指名停止事業者の設定等の事業者情報管理については、各地方公共団体のシステム等において行う。	・共通システムと各地方公共団体のシステムとで連携する情報は最大2種(申請情報・格付結果等) ➡ 各地方公共団体のシステム改修コストや調整コストがA案よりも大きくなるか。 ・事業者においては、共通システム上で地方公共団体ごとの格付等の結果を確認可能となる。
C案	・「申請・受付」に加えて、「共通審査(・補正)」、「個別審査(・補正)」、「審査完了通知」を行う機能を設けるとともに、「事業者情報(有資格者、申請先地方公共団体及び申請先地方公共団体ごとの格付・地域区分等※)の閲覧」を可能とする。 ※ 各地方公共団体のシステム等において格付等を行った後、その結果を共通システムにアップロード ・指名停止事業者の設定等の事業者情報管理も行うことができるようにする。	・個別審査(形式審査)後、必要に応じて、事業者情報を各地方公共団体がダウンロードし、各地方公共団体のシステム等において格付等を行う。(格付等の結果を共通システムにアップロードする。) ・共通システム上で管理する事業者情報について、必要に応じて後続手続(契約管理、入札情報公開、電子入札等)に係るシステムと連携させて利用する。	・共通システムと各地方公共団体のシステムとで連携する情報は最大3種以上(申請情報・格付結果等、指名停止情報等) ➡ 各地方公共団体のシステム改修コストや調整コストは最も大きくなるか。 ・事業者においては、共通システム上で地方公共団体ごとの格付等の結果を確認可能となる。 ・事業者情報管理システムについて、地方公共団体においては、指名停止のほか、契約成績・評定その他の独自の事項を付記している場合があることや、複数の後続システムと連携されている場合がある。一元管理の実現可能性や必要性をどう考えるか24

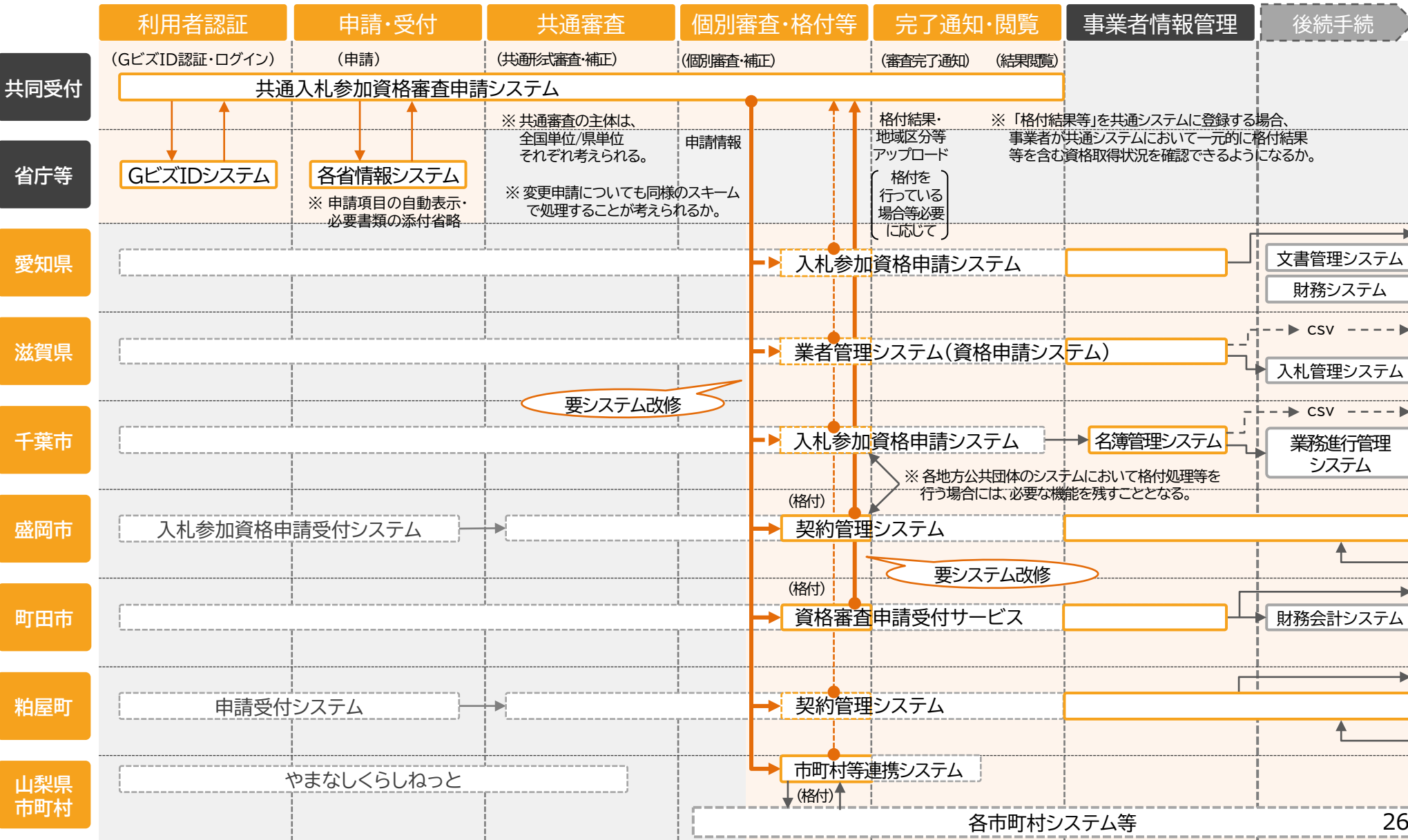
広域又は全国的な共通の入札参加資格審査申請システムの案（A案）

- 共通システムにおいて申請・受付・共通審査・個別審査・審査完了通知を行う。個別審査後、各地方公共団体において事業者情報をダウンロードし、格付等や事業者情報管理を行う。



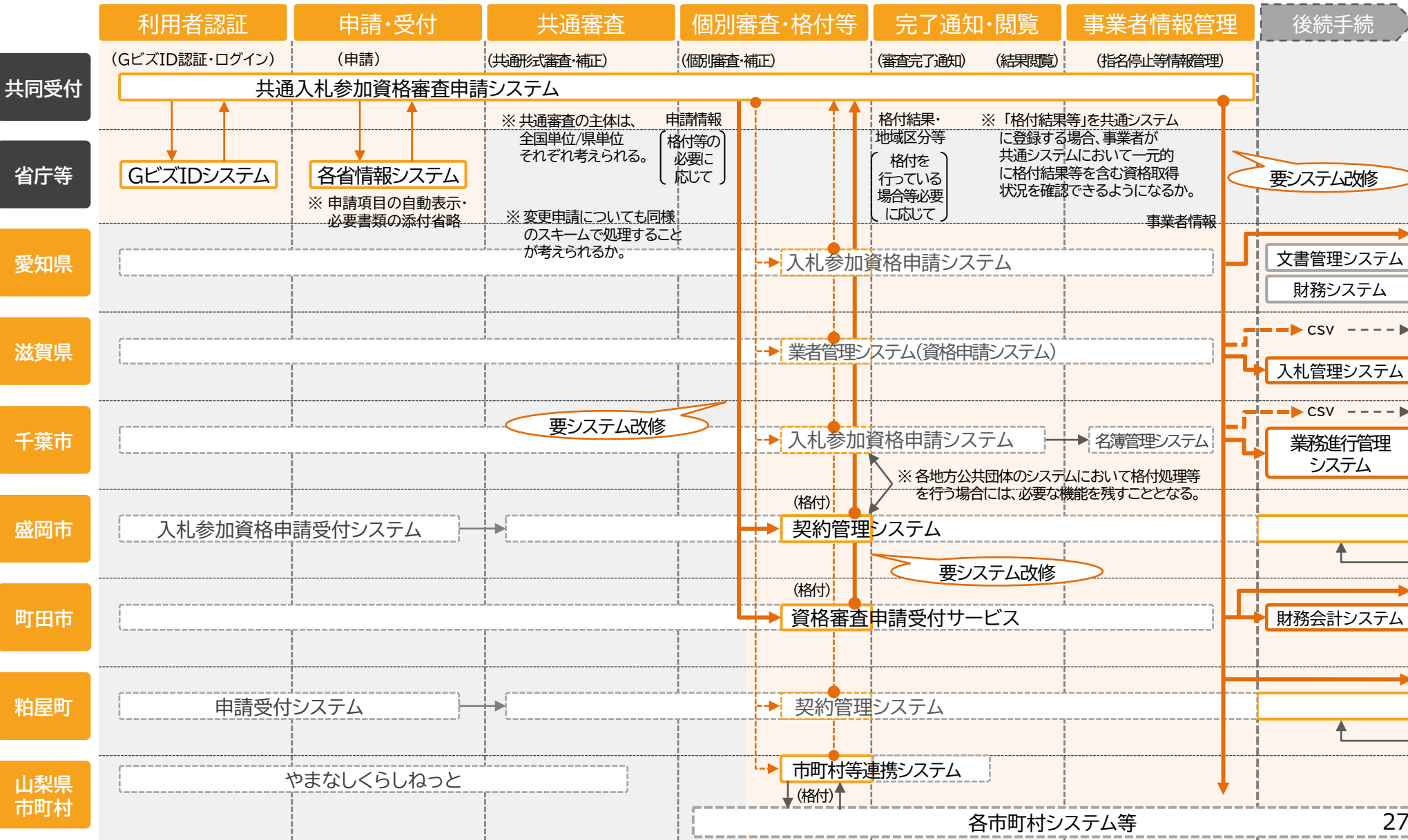
広域又は全国的な共通の入札参加資格審査申請システムの案（B案）

- 共通システムにおいて申請・受付・共通審査・個別審査を行う。個別審査後、地方公共団体において事業者情報をダウンロード（又はAPI連携等）し、格付や地域区分を設定・共通システムにアップロード。事業者が共通システム上で格付結果等を閲覧可能。



広域又は全国的な共通の入札参加資格審査申請システムの案（C案）

- 共通システムにおいて申請・受付・共通審査・個別審査。個別審査後、地方公共団体において事業者情報をダウンロード(又はAPI連携等)し、格付や地域区分を設定・共通システムにアップロード。加えて、共通システム上で事業者情報管理(指名停止措置の登録)。



參考資料

入札参加資格についての地方自治法施行令の規定

○地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(抄)

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

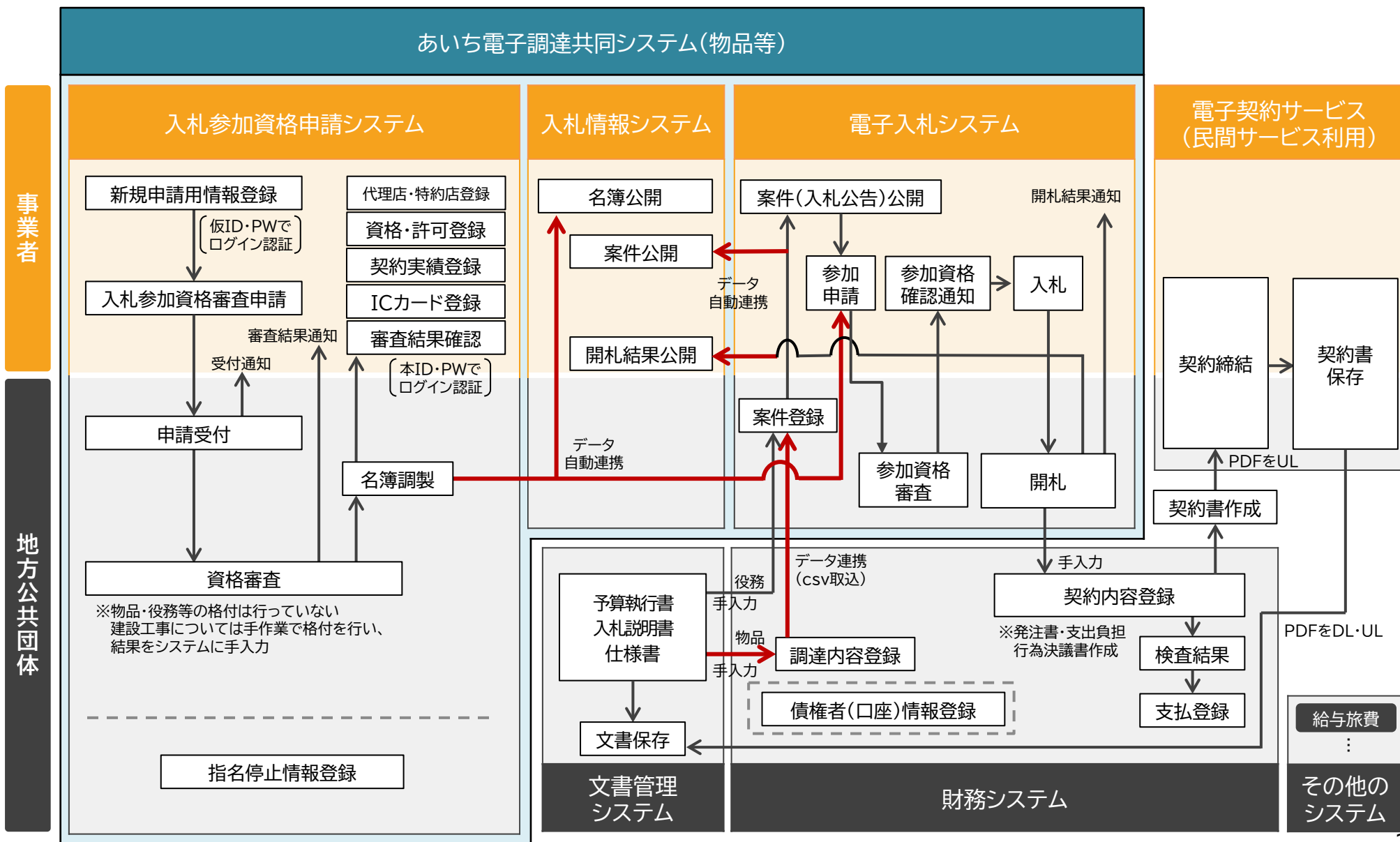
第百六十七条の五 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

第百六十七条の五の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

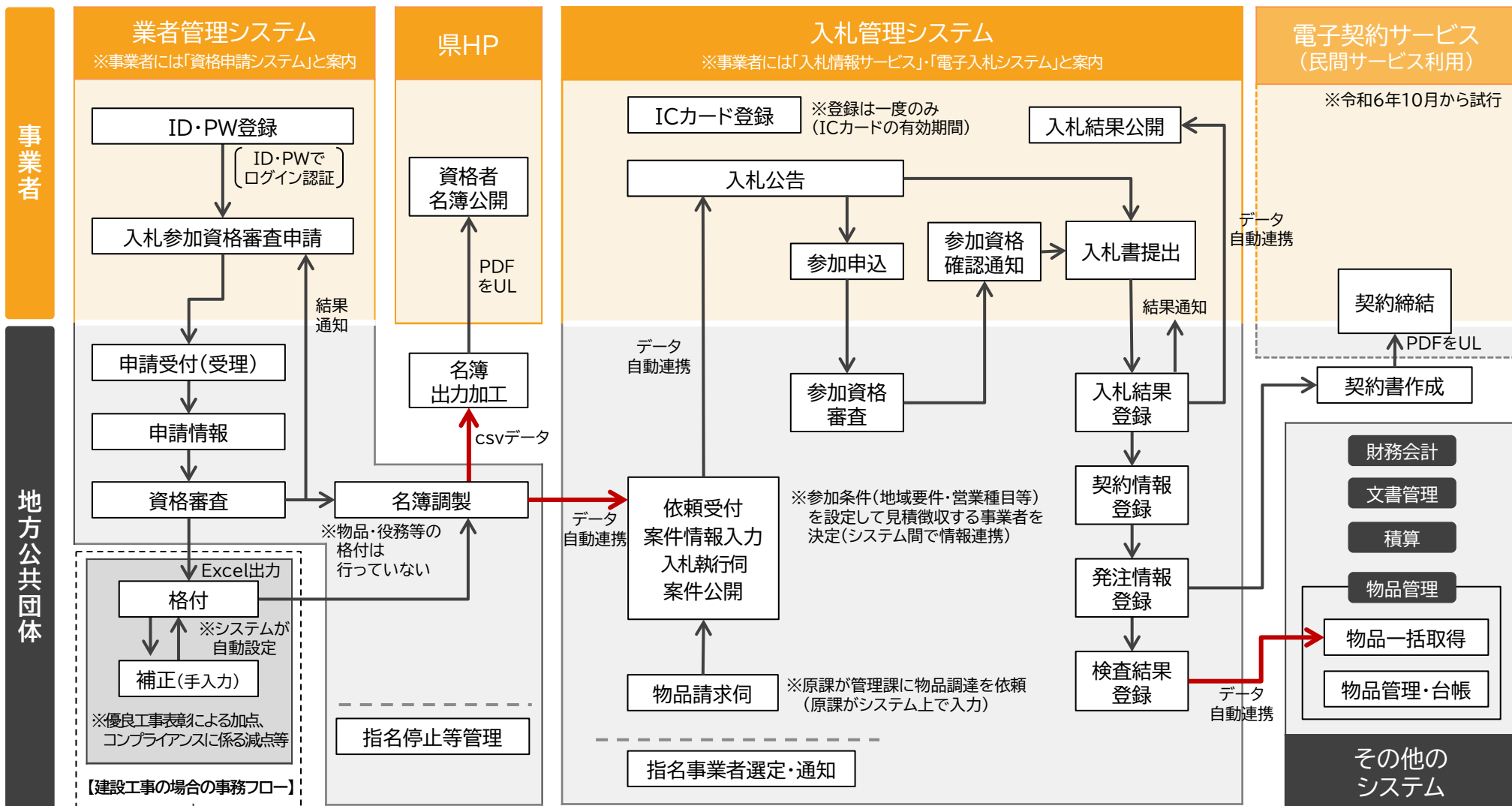
物品・役務等に係る調達関連システム構成例①（あいち電子自治体推進協議会・愛知県）

- 「入札参加資格申請システム」・「入札情報システム」・「電子入札システム」の3つのサブシステムから構成される県単位の「あいち電子調達共同システム」を整備。契約管理については、県独自の「文書管理システム」・「財務システム」を共同システムと連携させて処理。



物品・役務等に係る調達関連システム構成例②（滋賀県）

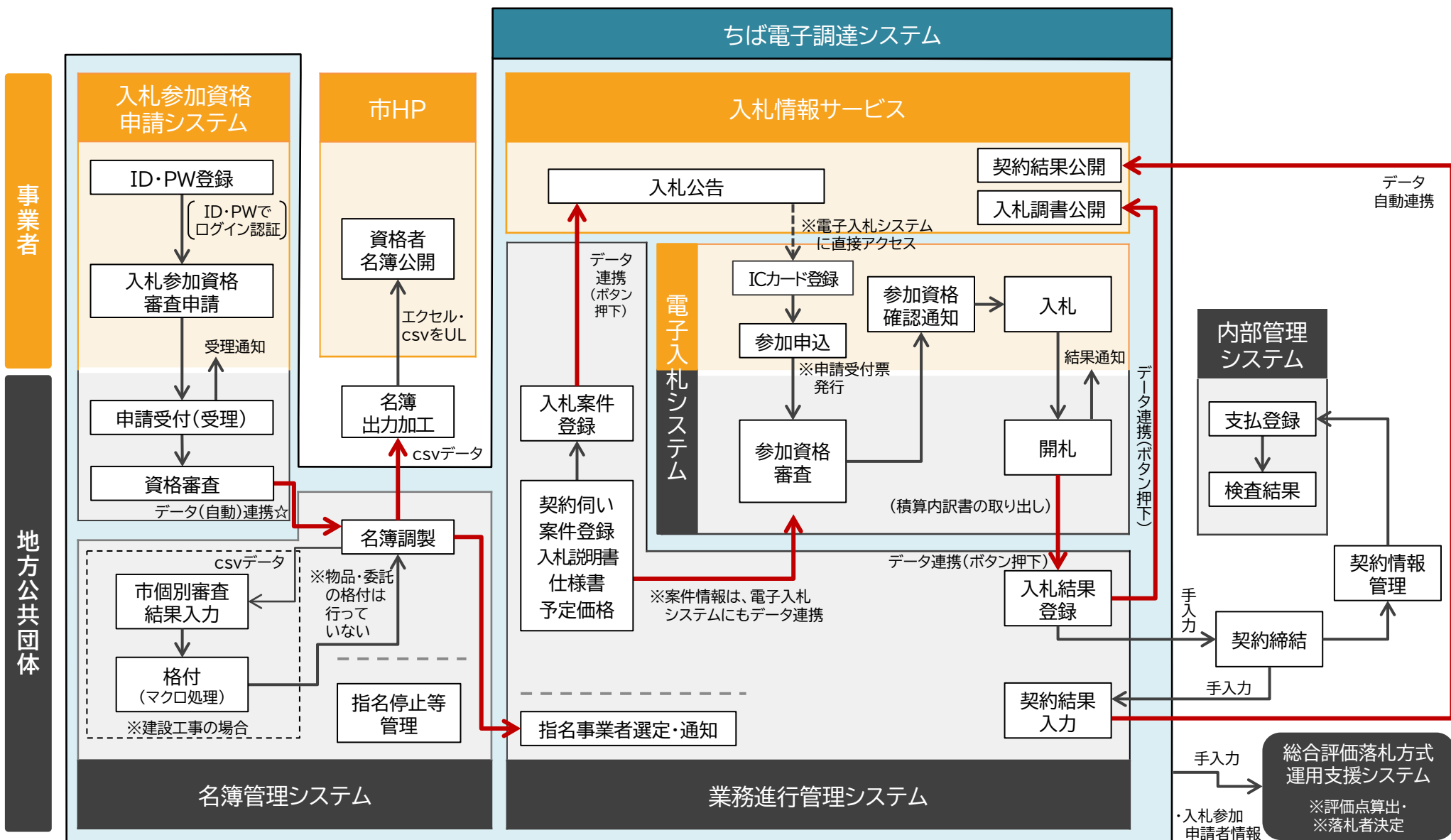
- 入札参加資格審査申請・審査・事業者情報管理の機能を有する「業者管理システム」と、契約管理・入札情報公開・電子入札の機能を有する「入札管理システム」の2つのシステムを整備・連携。また、「入札管理システム」を「物品管理システム」と情報連携させ、物品管理・台帳管理を行っている。資格者名簿については、[県ホームページ](#)に掲載。



※建設工事については、物品・役務等に係る業者管理システムとは別の公共工事総合システムにおいて申請受付・審査を行っている。(ID・PW登録を含め別システムで処理している。)

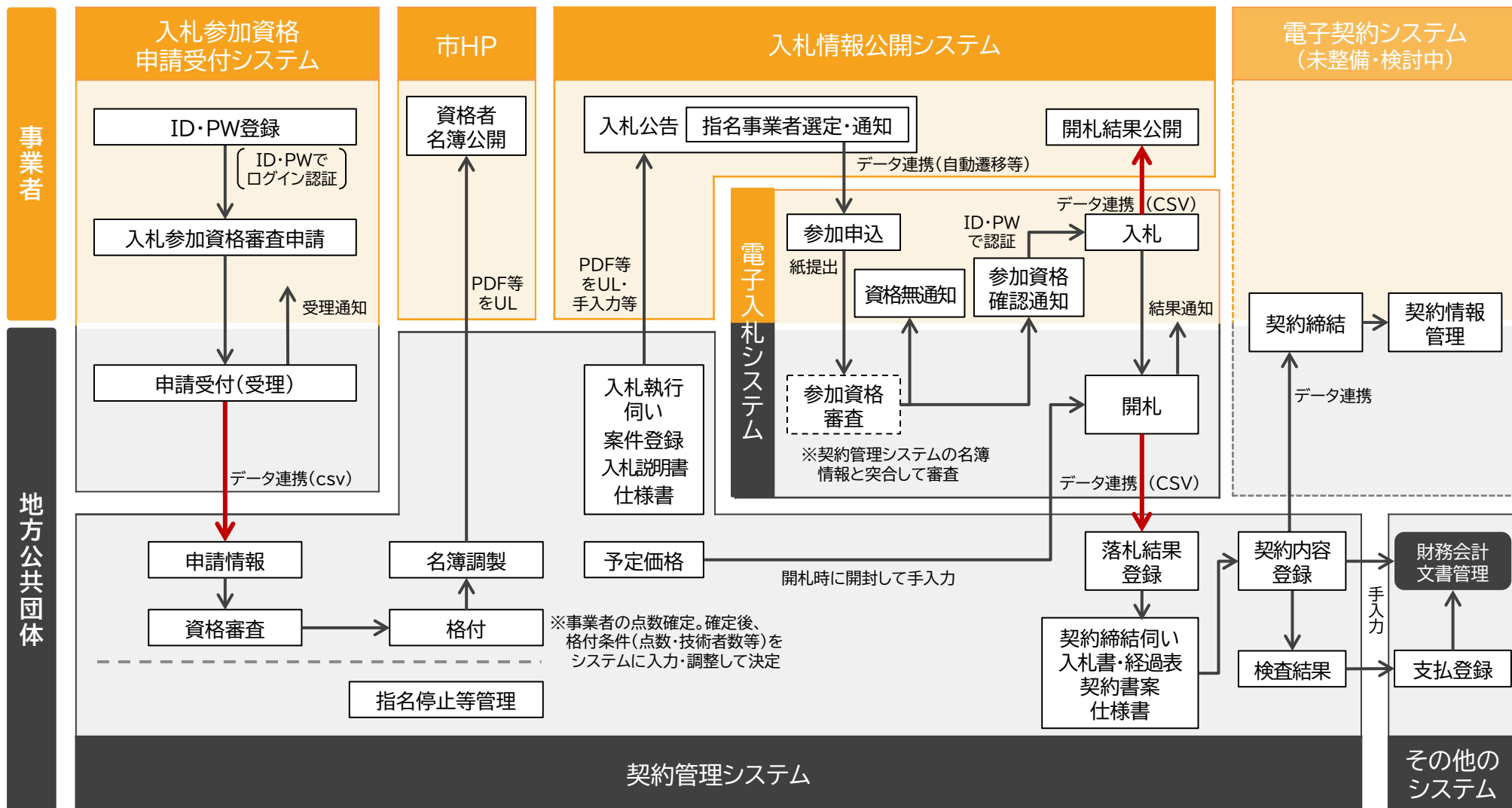
物品・役務等に係る調達関連システム構成例③（千葉県電子自治体共同運営協議会・千葉市）

- 「入札参加資格申請システム」・「名簿管理システム」・「業務進行管理システム」・「入札情報サービス」・「電子入札システム」の5つのサブシステムから構成される県単位の「ちば電子調達システム」を整備・連携。資格者名簿については、市ホームページに掲載。



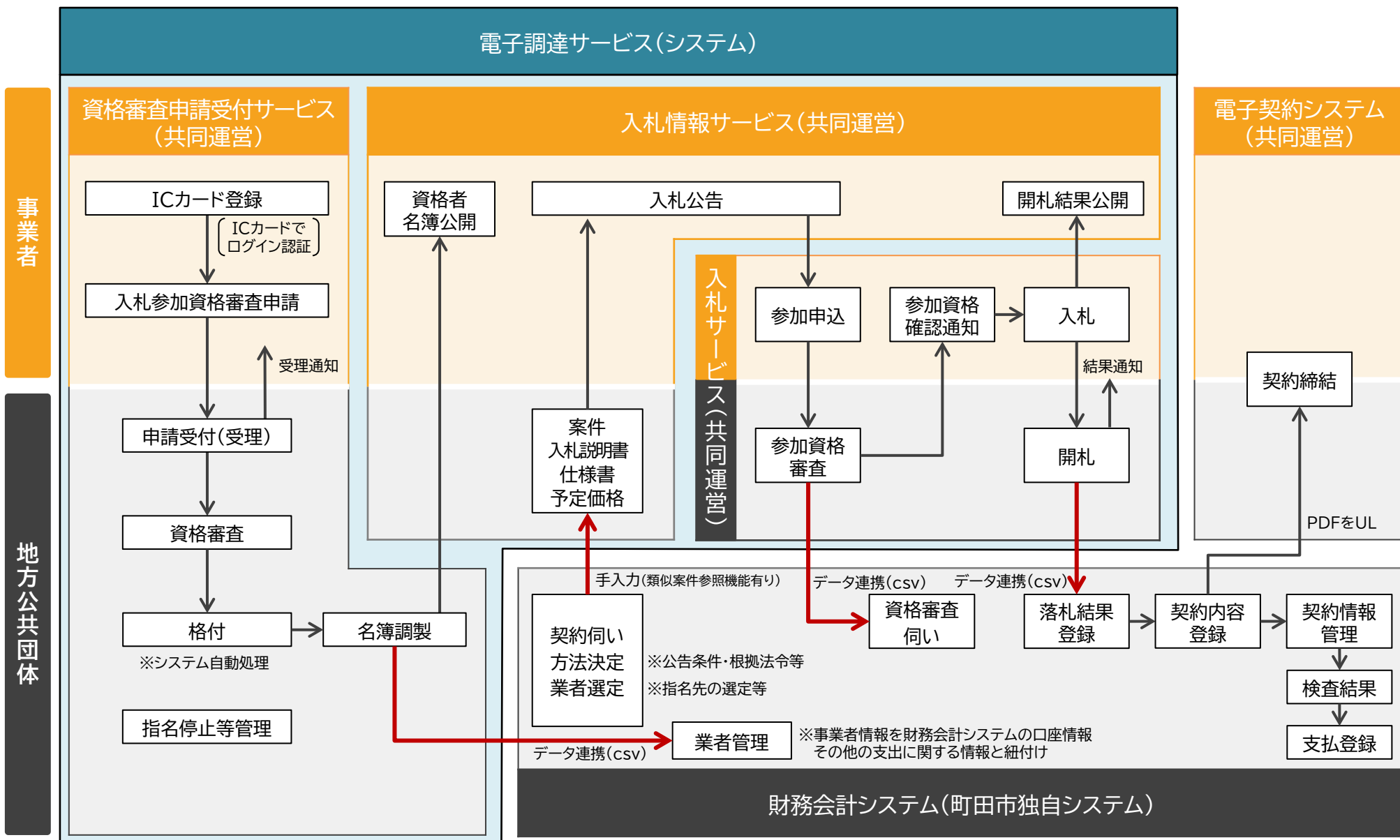
物品・役務等に係る調達関連システム構成例④（盛岡広域8市町・盛岡市）

- 盛岡広域8市町で共同利用する「入札参加資格申請受付システム」のほか、事業者情報管理・契約管理の機能を有する「契約管理システム」・「入札情報公開システム」・「電子入札システム」の4つのシステムを整備。資格者名簿については、市ホームページに掲載。



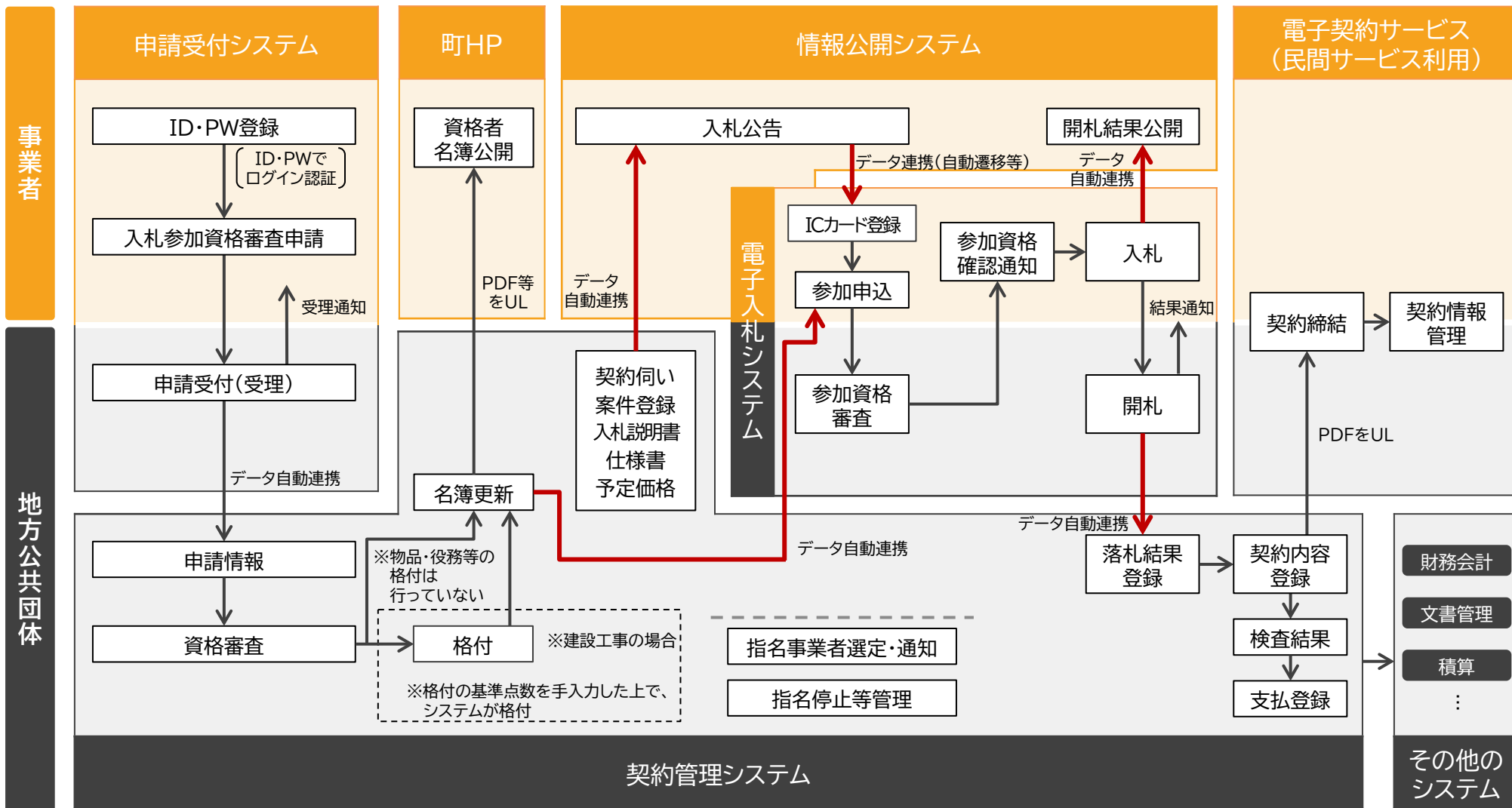
物品・役務等に係る調達関連システム構成例⑤（東京電子自治体共同運営協議会・町田市）

- 「資格審査申請受付サービス」・「入札情報サービス」・「入札サービス」の3つのサブシステムから構成される広域の「電子調達サービス」を整備。また、共同で「電子契約システム」を整備。事業者情報管理や契約管理については、市独自の「財務会計システム」を共同システムと連携させて処理。



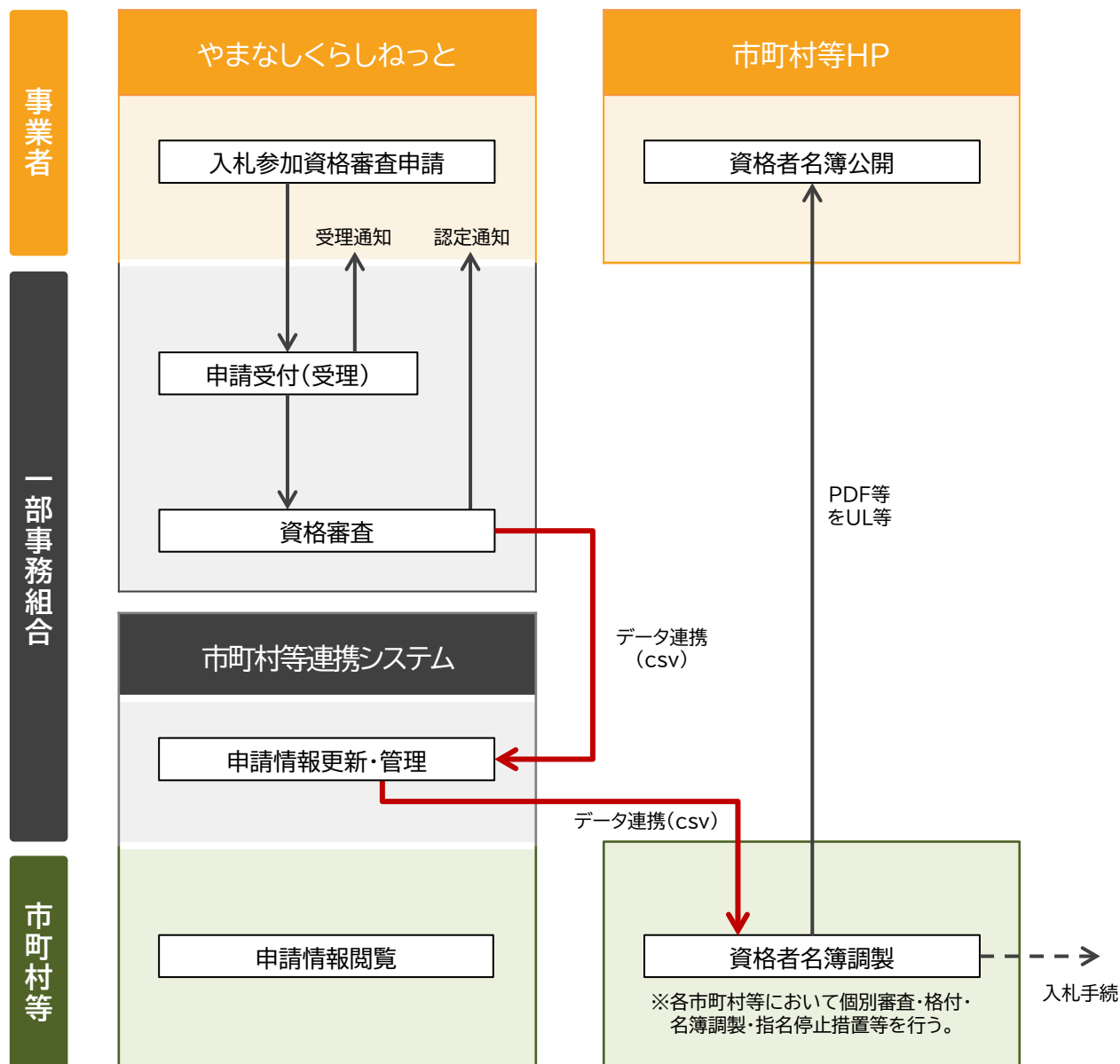
物品・役務等に係る調達関連システム構成例⑥（粕屋町）

- 「申請受付システム」・「契約管理システム」・「情報公開システム」・「電子入札システム」の4つのシステムを整備・連携。事業者情報管理の機能は、「契約管理システム」に設けている。



物品・役務等に係る調達関連システム構成例⑦（山梨県市町村総合事務組合）

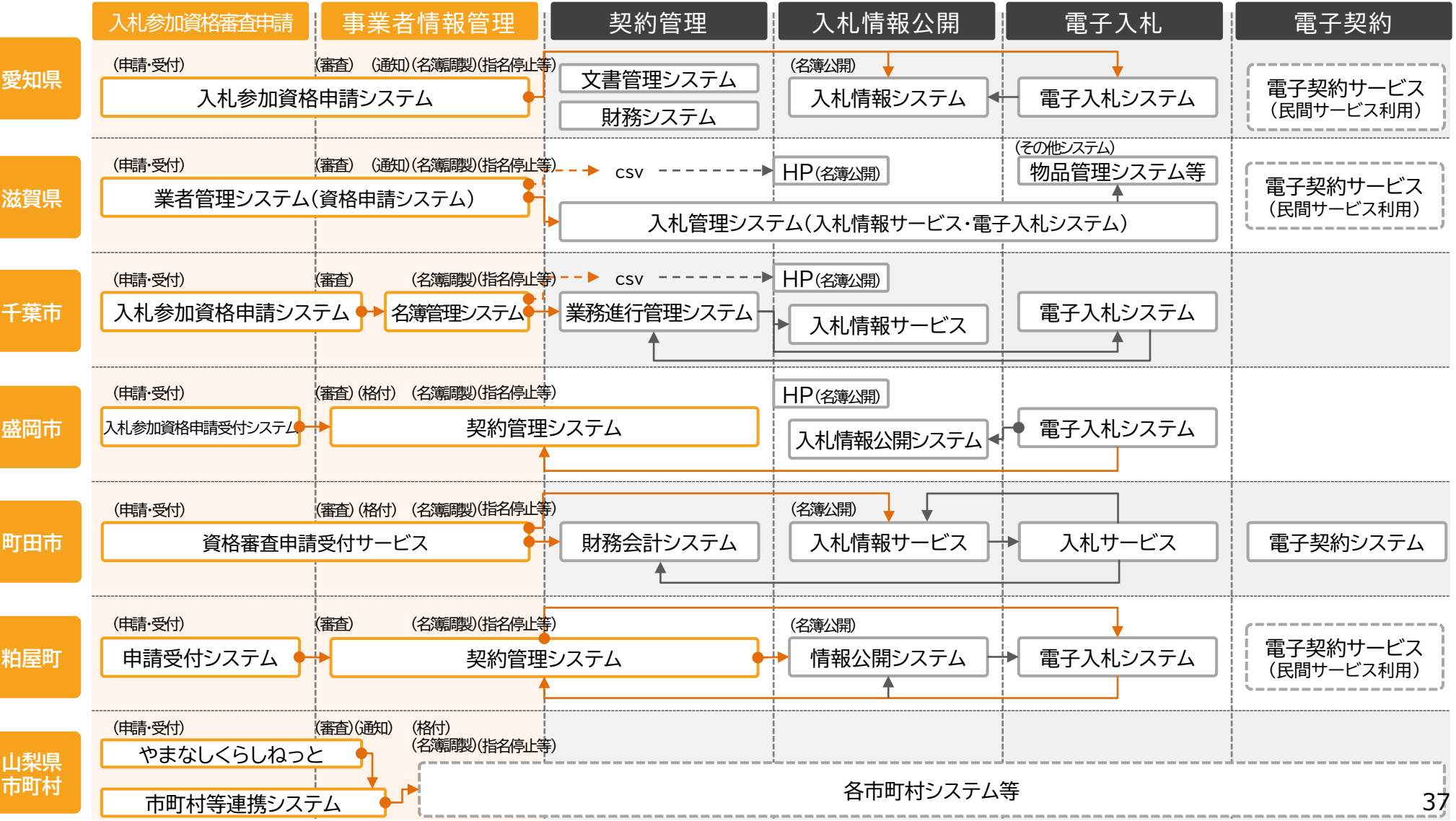
- 山梨県及び市町村が共同で開設している汎用的な電子申請サービス「やまなしくらしねっと」において、県内市町村等への入札参加資格審査申請を受付。「市町村等連携システム」を通じて県内市町村等に対して事業者情報を提供。



調達関連システムの共通化の検討①（入札参加資格審査申請・事業者情報管理）

- 入札参加資格審査申請及び事業者情報管理に関するシステムは、地方公共団体ごとに、構成や機能(「申請・受付」「審査」「格付」「名簿調製」等)が異なっている。
- また、資格者名簿の調製後、事業者情報は、後続手続に係る複数のシステムと連携されている傾向にある。このため、入札参加資格審査申請及び事業者情報管理に係る機能を全て共通化する場合には、各地方公共団体における既存システムの改修コストや団体間の調整コストが大きくなる可能性。

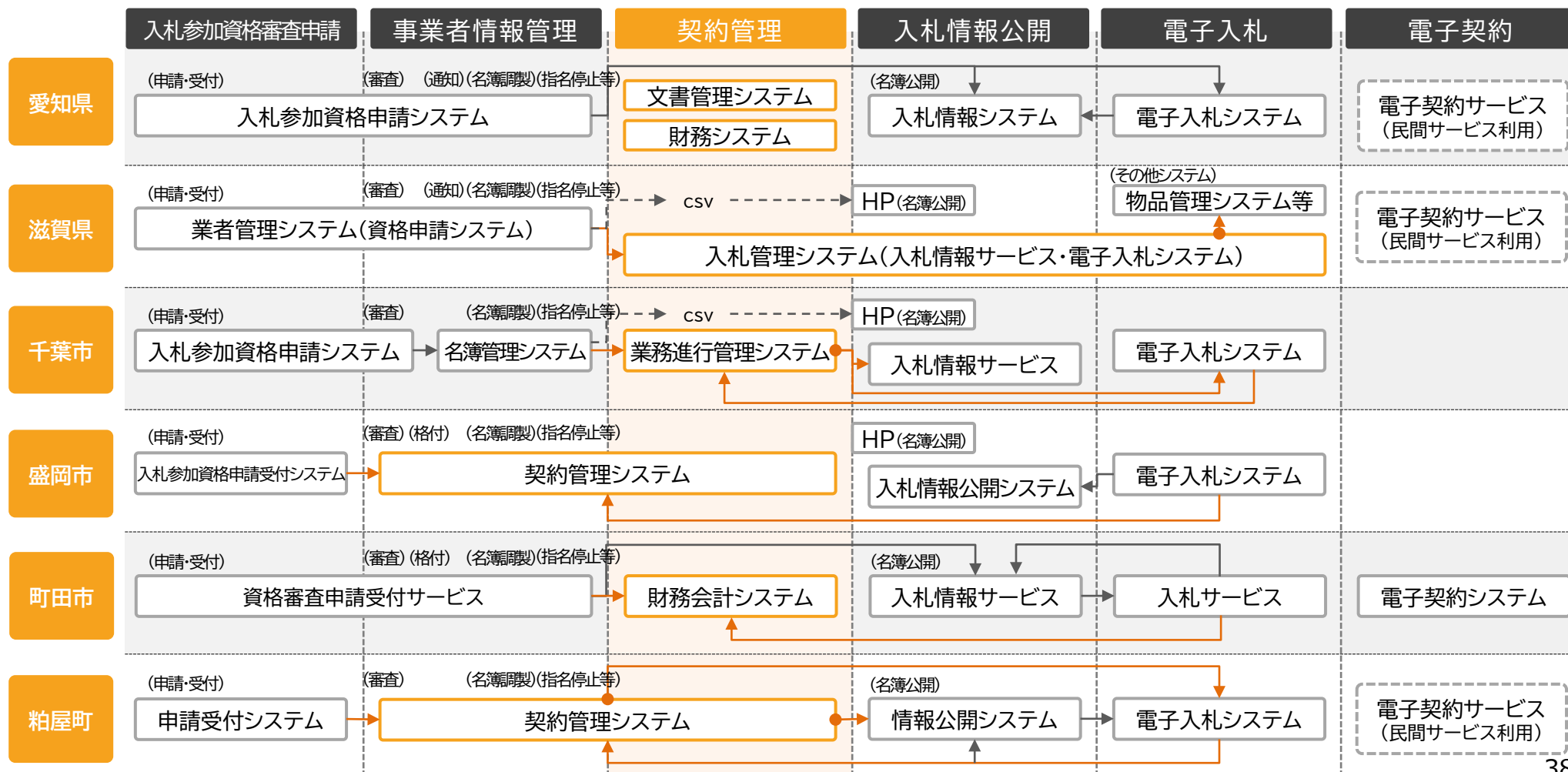
※ 性質上、広域の枠組みごと又は全国的に1つのシステムを構築することが想定される。



調達関連システムの共通化の検討②（契約管理）

- 契約管理システムは、契約管理以外の手続きに係る複数のシステムと連携されている傾向にあり、契約管理システムを共通化※する場合には、他のシステムについても改修する必要が生じることから、各地方公共団体における改修コストや調整コストが大きくなる可能性。
- また、フロントシステムではない内部システムという性格を踏まえると、契約管理システムを共通化しても事業者の利便性向上に資さないものと考えられるか。このため、共通化することの必要性は必ずしも高くないと考えられるか。

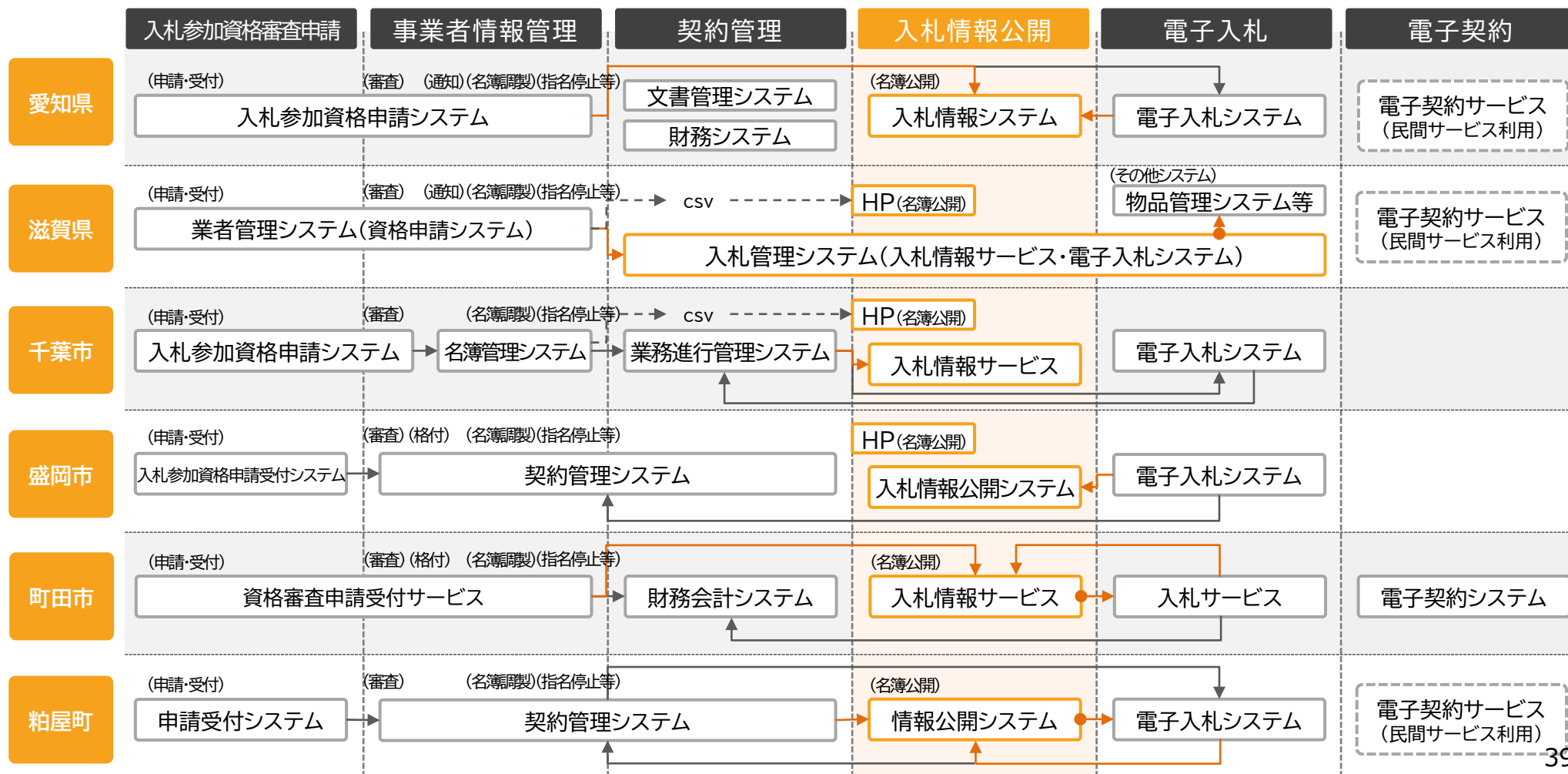
※ 標準仕様書に基づくシステムを導入すること



調達関連システムの共通化の検討③（入札情報公開）

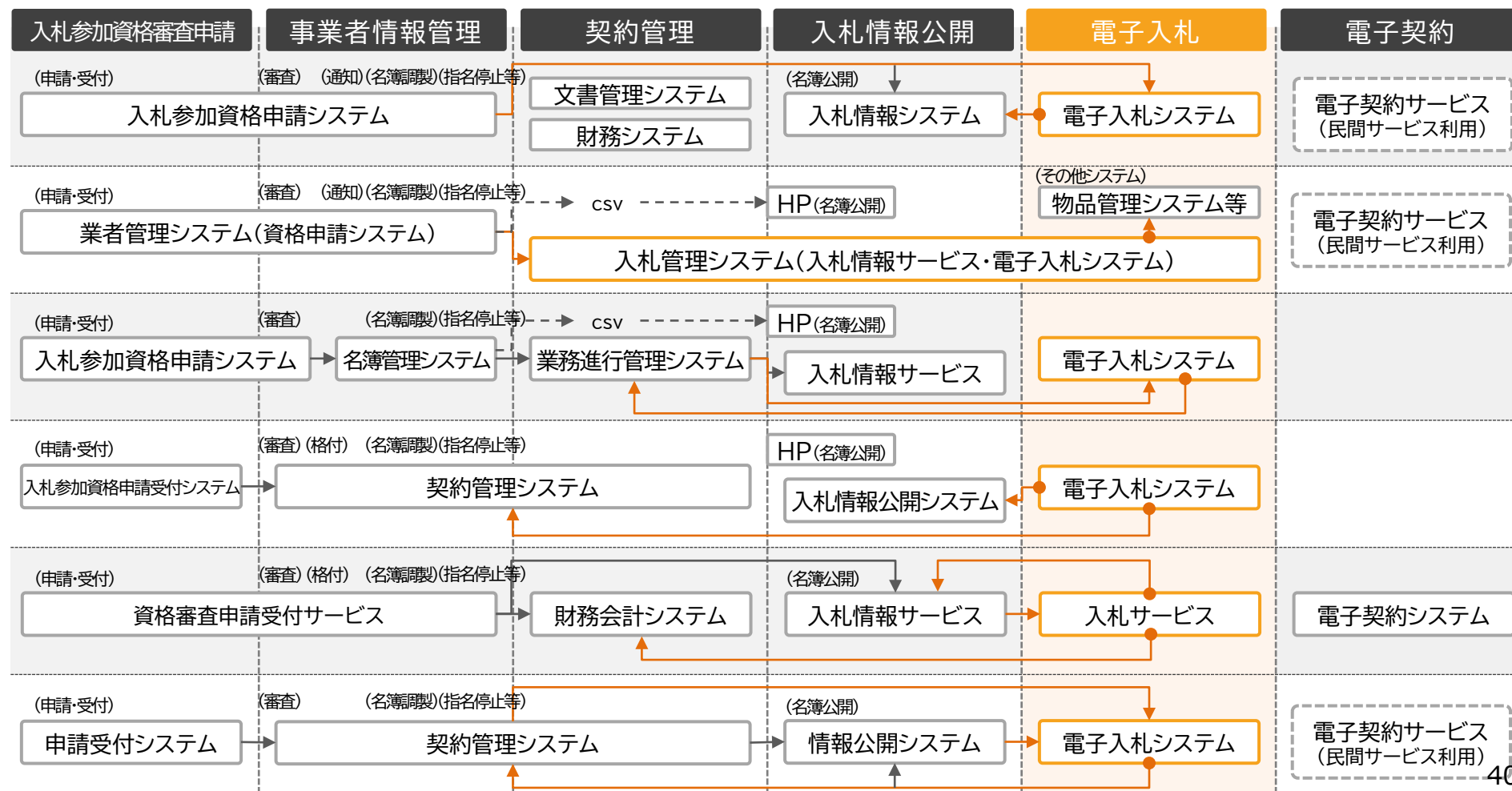
- 入札情報公開システムは、入札情報公開以外の手続に係る複数のシステムと連携されている傾向にあり、入札情報公開システムを共通化※1する場合には、各地方公共団体におけるシステム改修コストや調整コストが大きくなる可能性。 ※1 広域の枠組みごと又は全国的に1つのシステムを構築すること
- 入札情報の一覧性を高める観点からは、広域又は全国的な共通システムにおいて、地方公共団体の入札情報を一括して公表※2することが考えられる一方、地方公共団体からは、契約の相手方は地域の中小事業者が中心であり、一括して公表する必要性は高くないのではないかとの声もあるところ、広域又は全国的な共通システムにおいて入札情報を一括して公表することの必要性についてどのように考えるか。

※2 一括公表を実現する方法としては、例えば、地方公共団体が入札情報に係るcsvデータ(共通のデータレイアウト)をweb上に掲載するとともに、共通システムがこれをクローリングし、共通システム上で掲載することが考えられるか。また、希望する地方公共団体が、当該共通システムに入札情報を直接アップロードし掲載できるようにすることも考えられるか。



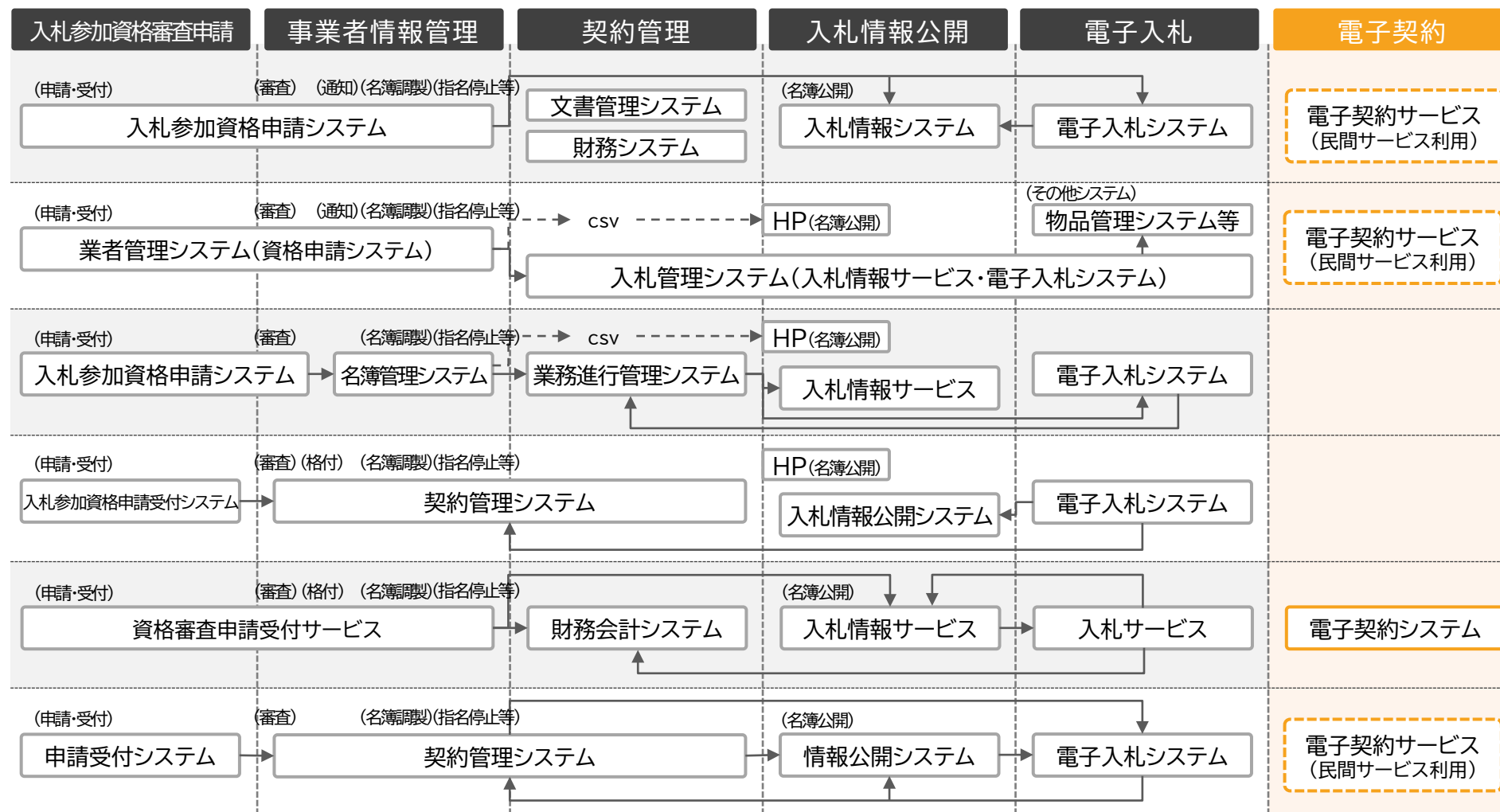
調達関連システムの共通化の検討④（電子入札）

- 電子入札システムは、入札以外の手続に係る複数のシステムと連携されている傾向にあり、電子入札システムを共通化※する場合には、各地方公共団体における改修コストや調整コストが大きくなる可能性。また、地方公共団体からは、独自のカスタマイズ(例:最低制限価格の算定機能、総合評価入札の評点入力機能等)が行われており、共通化は難しいとの声もある。 ※広域の枠組みごと若しくは全国的に1つのシステムを構築すること又は標準仕様書に基づくシステムを導入すること
- さらに、入札は、個々の契約案件について個別に対応するものであるという性格を踏まえると、電子入札システムを共通化することの必要性は必ずしも高くないと考えられるか。
- 他方で、電子入札システムを整備していない地方公共団体も多数存在するところ、こうした地方公共団体における入札の電子化を図る観点からは、希望する地方公共団体が利用することのできる電子入札システムを整備することも考えられるか。(情報連携の必要性等も踏まえて詳細検討が別途必要。)

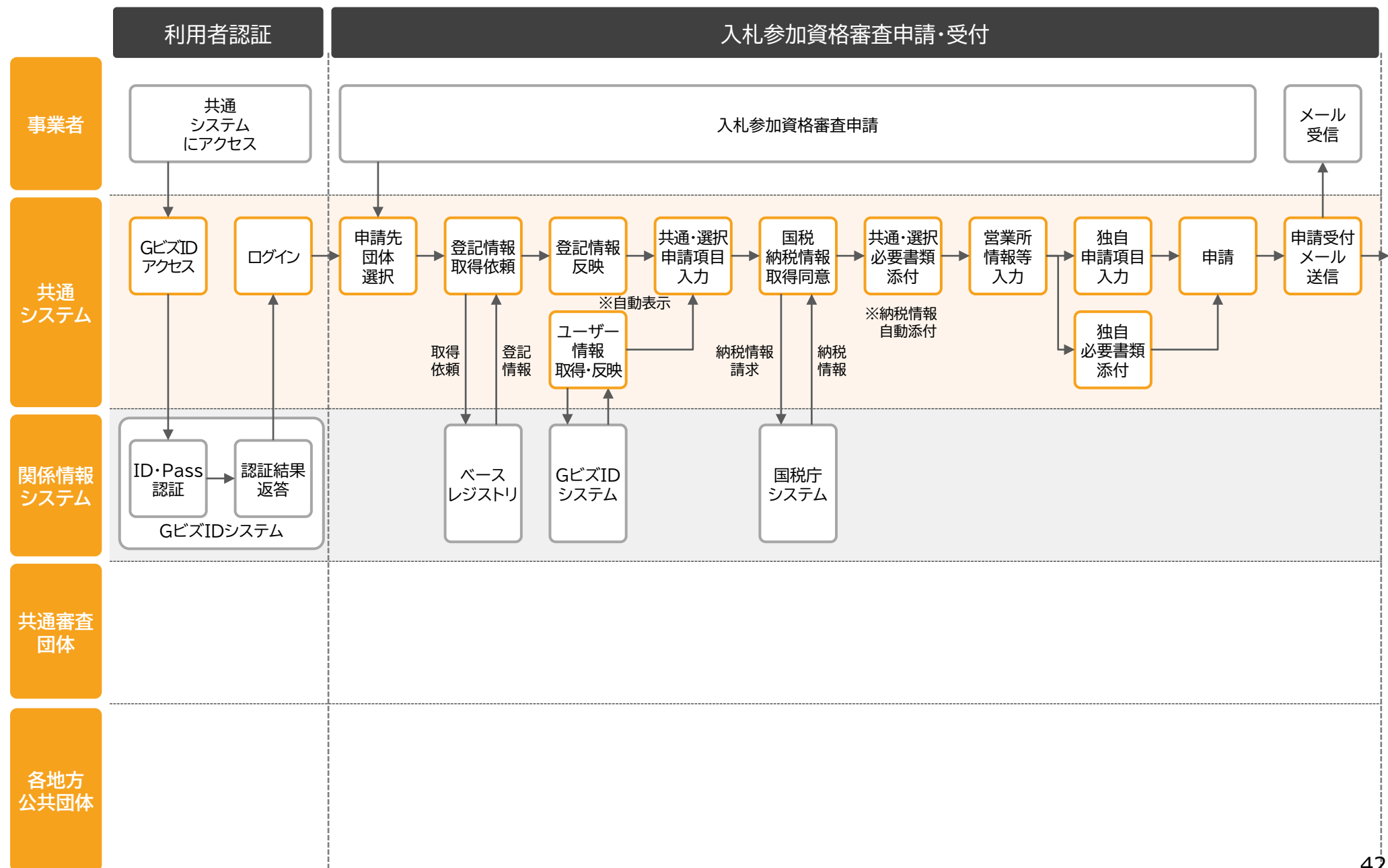


調達関連システムの共通化の検討⑤（電子契約）

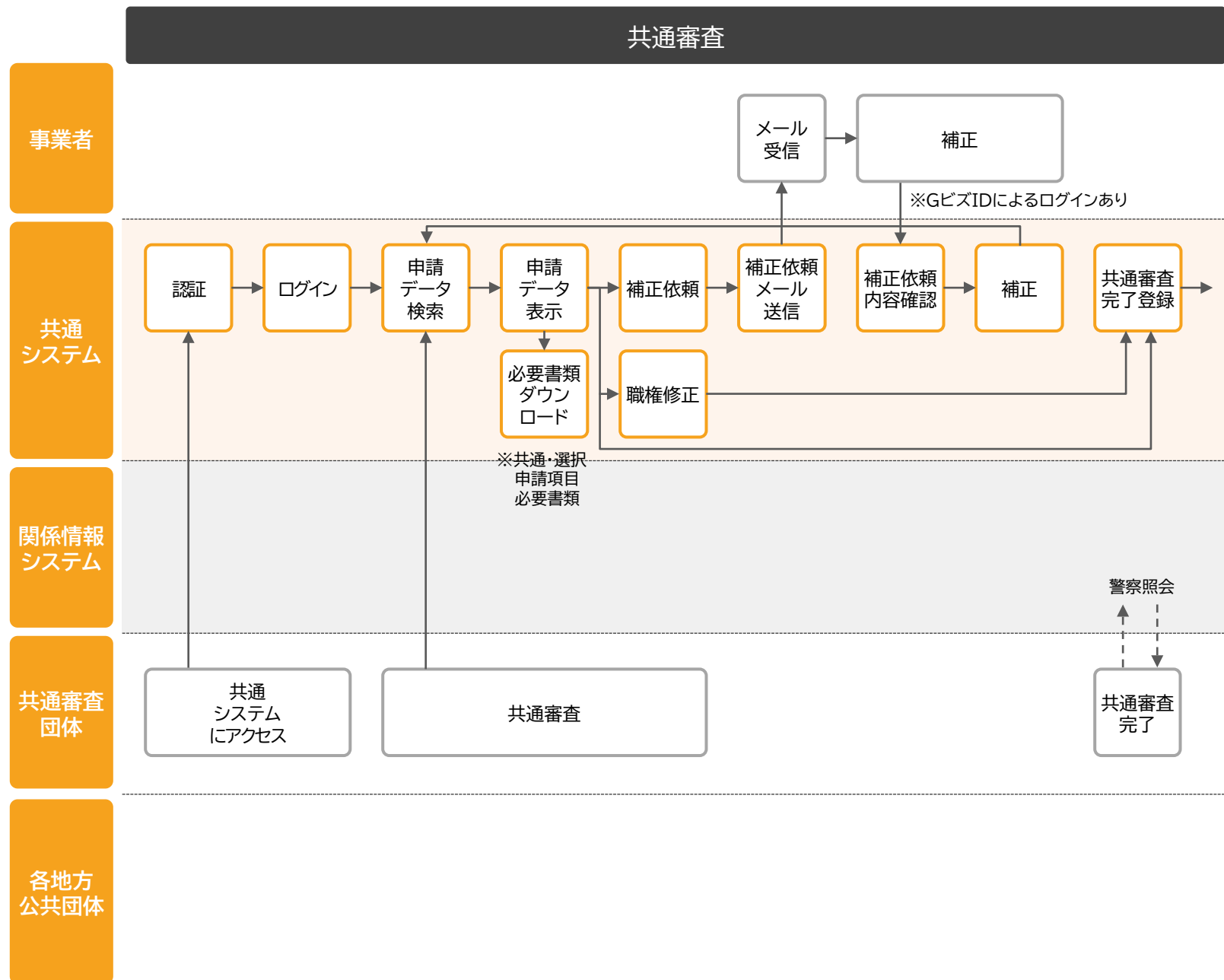
- 電子契約については、民間事業者からLGWAN-ASPサービスが提供され、各地方公共団体における活用が拡大してきている。地方公共団体の契約の電子化・オンライン化に向けては、民間事業者が提供する電子契約サービスの活用を促していくことが考えられるか。



共通の入札参加資格審査申請システムによる事務フローのイメージ①（利用者認証～申請・受付）



共通の入札参加資格審査申請システムによる事務フローのイメージ②（共通審査）



共通の入札参加資格審査申請システムによる事務フローのイメージ③（個別審査）

個別審査・格付等

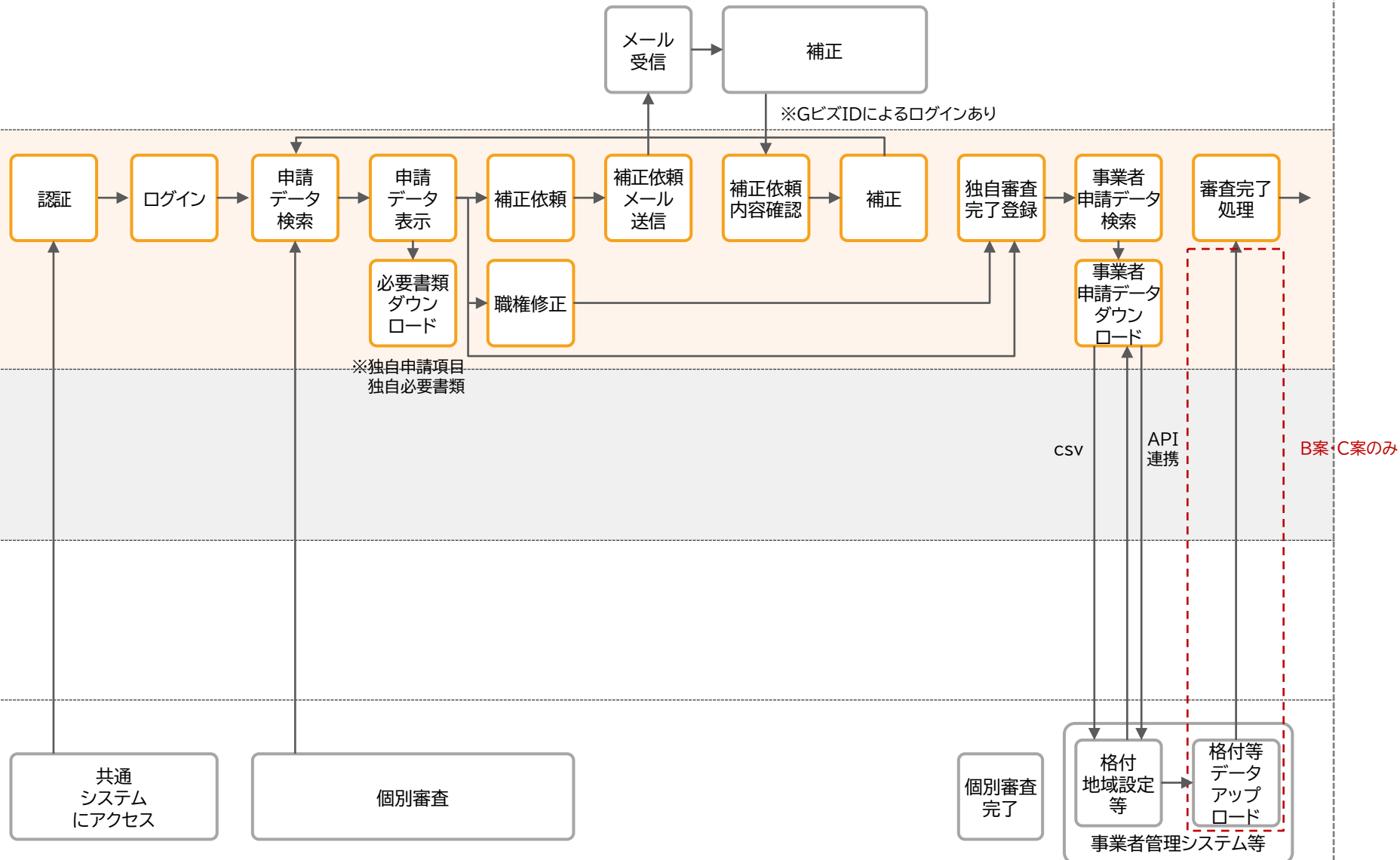
事業者

共通システム

関係情報システム

共通審査団体

各地方公共団体



※必ずしもシステムとは限らない

共通の入札参加資格審査申請システムによる事務フローのイメージ④（結果通知・閲覧～指名停止）

